

第 **103** 期

定時株主総会 招集ご通知

開催
日時

2026年6月26日（金曜日）
午前10時

開催
場所

東京都目黒区三田一丁目13番2号
ザ・ガーデンホール
(恵比寿ガーデンプレイス内)

● 議案

- 第1号議案** 剰余金の配当の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）6名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件
第4号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬制度の一部改定の件

項目

- 第103期定時株主総会招集ご通知
- 株主総会参考書類
- 事業報告
- 連結計算書類
- 計算書類
- 監査報告書

株主総会ご出席の株主の皆様へのお土産のご用意はございませんので、あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。

 **日油株式会社**

証券コード：4403

ご挨拶

平素は格別のご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

当社の第103期事業年度（2025年4月1日から2026年3月31日まで）のご報告にあたり、一言ご挨拶申し上げます。

第103期の当社グループは、米国の通商政策の動向や地政学的リスクの高まりが懸念される一方、国内経済は緩やかな回復傾向が見られるなか、積極的に事業展開を推進したことにより、国内外における販売は堅調に推移しました。この結果、連結売上高、連結営業利益、連結経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益は、いずれも過去最高を更新いたしました。

当社グループは「バイオから宇宙まで、化学の力で新しい価値を創造する企業グループとして、人と社会に貢献します。」という経営理念と、これを実践する上で重視する「挑戦」「公正」「調和」の3つの価値観のもと、グループ一丸となって事業活動に取り組んでおります。今後も「NOF VISION 2030」に掲げる「事業領域拡大ステージ」としての2028中期経営計画の目標達成に向け邁進してまいります。

株主の皆様におかれましては、何卒倍旧のご支援を賜りますようお願い申し上げます。



代表取締役社長
沢村 孝司

(証券コード4403)

2026年6月4日

(電子提供措置の開始日 2026年5月28日)

株 主 の 皆 様 へ

東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号

日油株式会社

代表取締役社長 沢村孝司

第103期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第103期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトにて「第103期定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトへアクセスの上、ご確認くださいようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.nof.co.jp>



電子提供措置事項は、上記当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）へアクセスして、銘柄名（日油）または証券コード（4403）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を順に選択の上、ご確認くださいようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席いただけない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討の上、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年6月26日（金曜日）午前10時

2. 場 所 東京都目黒区三田一丁目13番2号
ザ・ガーデンホール（恵比寿ガーデンプレイス内）

3. 目的事項

- 報告事項
1. 第103期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第103期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の配当の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）6名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件
第4号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬制度の一部改定の件

4. 議決権の行使について

(1) インターネット等による議決権行使の場合

同封の議決権行使書に記載の議決権行使ウェブサイトアクセスしていただき、**2026年6月25日（木曜日）午後5時30分までに**議案に対する賛否をご入力ください（5、6ページをご参照ください）。

(2) 書面（郵送）による議決権行使の場合

同封の議決権行使書に議案に対する賛否をご表示いただき、**2026年6月25日（木曜日）午後5時30分までに**到着するようご返送ください。議決権行使書において、議案に対する賛否が表示されていない場合、賛成の意思表示をされたものとしてお取扱いいたします。

なお、インターネット等と書面により、重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネット等による議決権行使を有効な行使としてお取扱いいたします。また、インターネット等により複数回数議決権行使をされた場合は、最後の行使を有効な行使としてお取扱いいたします。

以 上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、本「招集ご通知」をお持ちくださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前および修正後の事項を掲載させていただきます。
 - ◎ 本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。
 - ◎ 電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令および当社定款の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。なお、監査等委員会および会計監査人は、次の事項を含む監査対象書類を監査しております。
 - ①事業報告の「業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況」
 - ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
 - ③計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
 - ◎ 当日は、株主の皆様におかれましては、軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使方法のご案内

株主総会にご出席いただける場合



株主総会日時 **2026年6月26日（金曜日）午前10時**
(受付開始は午前9時を予定しております。)

同封の議決権行使書を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
株主総会当日は、資源節約のため、本「招集ご通知」をお持ちくださいますようお願い申し上げます。

株主総会にご出席いただけない場合



インターネットによるご行使

[詳細につきましては次ページをご覧ください。](#)

行使期限 **2026年6月25日（木曜日）午後5時30分まで**

当社の指定する議決権行使ウェブサイトアクセスしていただき、行使期限までに賛否をご送信ください。

 議決権行使ウェブサイト：<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>



書面によるご行使

行使期限 **2026年6月25日（木曜日）午後5時30分到着分まで**

同封の議決権行使書に賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。

■ 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- ① インターネットによる方法と書面と重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効な行使としてお取扱いいたします。
- ② インターネットによる方法で複数回議決権行使をされた場合は、最後の行使を有効な行使としてお取扱いいたします。

機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームのご利用のご案内

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）におかれましては、株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、上記以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

議決権は、株主様が当社の経営にご参加いただくための大切な権利です。

議決権の行使方法は、以下の方法がございます。

電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご参照の上、ご行使くださいますようお願い申し上げます。



株主総会に当日ご出席いただける方

同封の議決権行使書をご持参いただき、
会場受付にご提出ください。



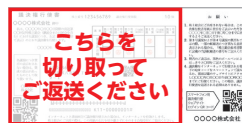
また、議事資料として
本冊子をご持参ください。

株主総会開催日時 2026年 6月26日 午前10時



ご郵送で議決権を行使される方

同封の議決権行使書に各議案に対する
賛否をご表示の上、ご返送ください。



早期投函のお願い
行使期限後に到着する
議決権行使書が
多数あります。
お早めにご投函ください。

行使期限 2026年 6月25日 午後5時30分到着



インターネットで議決権を行使される方

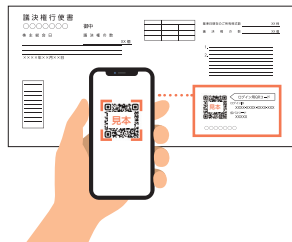
当社指定の議決権行使ウェブサイトにて各議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限 2026年 6月25日 午後5時30分まで

QRコードを読み取る方法

議決権行使コード、パスワードを入力することなく、
議決権行使ウェブサイトにごログインすることができます。

- 1 スマートフォンで同封の議決権行使書の右下に記載のQRコードを読み取ってください。
- 2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。



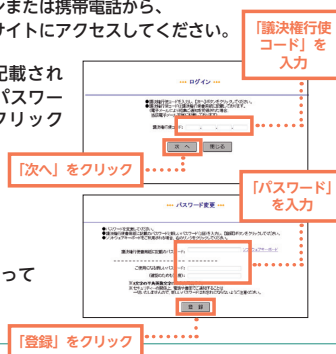
上記のQRコードを用いた議決権行使は1回に限り可能です。
再行使する場合、またはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、
右記の「議決権行使コード・パスワードを入力する方法」をご確認ください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から、上記の議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 同封の議決権行使書に記載された「議決権行使コード・パスワード」を入力し「登録」をクリックしてください。
- 3 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。



株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の配当の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題と認識し、財務体質の充実と経営基盤の強化を図るとともに、配当額の向上に努めております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績および今後の事業展開等を勘案いたしまして、次のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき35円（総額7,929,206,775円）
なお、中間配当金（1株につき26円）を加えまして、当期の年間配当金は、1株につき金61円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2026年6月29日

第2号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く）6名選任の件

本総会終結の時をもって取締役（監査等委員である取締役を除く。以下本議案において同じ。）全員（6名）が任期満了となります。

つきましては、取締役6名の選任をお願いいたします。

なお、取締役候補者に関しましては、指名委員会（任意）への諮問を経て、取締役会において決定しております。また、監査等委員会より、本議案で提案されている者を候補者とすることは適切であるとの意見を得ております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号		氏名	性別	現在の当社における地位および担当	取締役会への出席状況
1	再任	みや じ たけ お 宮 道 建 臣	男性	代表取締役会長兼会長執行役員、取締役会議長	17回／17回 (100%)
2	再任	さわ むら こう じ 沢 村 孝 司	男性	代表取締役社長兼社長執行役員、CEO	17回／17回 (100%)
3	新任	かん おい ちよる 姜 義 哲	男性	常務執行役員、研究本部長	-
4	再任	さい とう まなぶ 斉 藤 学	男性	取締役兼常務執行役員、CCO	17回／17回 (100%)
5	再任 社外 独立役員	かま だ たか し 鎌 田 卓 史	男性	取締役	13回／13回 (100%)
6	再任 社外 独立役員	はやし 林 いづみ	女性	取締役	17回／17回 (100%)

CEO（最高経営責任者） CCO（最高コンプライアンス責任者）

候補者番号

1

みや じ たけ お
宮道建臣

(1956年1月12日生)

再任

- 所有する当社株式の数
(うち株式給付信託(BBT)に基づく交付予定株式の数)
106,869株
(25,569株)

- 取締役会への出席状況
17回/17回 (100%)

- 取締役在任期間
(本総会終結時)
15年

略歴、地位、担当および重要な兼職状況

1980年4月 当社入社
2010年6月 同執行役員、人事・総務部長
2011年6月 同取締役兼執行役員、人事・総務部長
2012年6月 同取締役兼常務執行役員、人事・総務部長
2012年12月 同取締役兼常務執行役員
2018年6月 同代表取締役社長兼社長執行役員
2023年6月 同代表取締役会長兼会長執行役員 (現職)

取締役候補者とした理由

宮道建臣氏は、長年にわたり当社の経営を担っており、経営上の意思決定や業務遂行を行うにあたっての豊富な知識や経験等を有し、取締役会の監督機能の強化、更にはDX等による経営革新、ESG推進への尽力が期待されるため、取締役候補者となりました。

候補者番号

2

さわ むら こう じ
沢村孝司

(1965年2月6日生)

再任

- 所有する当社株式の数
(うち株式給付信託(BBT)に基づく交付予定株式の数)
24,071株
(9,579株)

- 取締役会への出席状況
17回/17回 (100%)

- 取締役在任期間
(本総会終結時)
3年

略歴、地位、担当および重要な兼職状況

1988年4月 当社入社
2017年1月 同DDS事業部営業部長
2021年6月 同執行役員、DDS事業部長
2022年6月 同常務執行役員、DDS事業部長
2023年4月 同常務執行役員、ライフサイエンス事業部長
2023年6月 同代表取締役社長兼社長執行役員 (現職)

取締役候補者とした理由

沢村孝司氏は、当社で研究開発等の業務に精通し、また海外事業やライフサイエンス事業の経営に携わり、経営上の意思決定や業務遂行を行うにあたっての豊富な知識や経験を有し、取締役会の監督機能の強化、更には海外事業拡大等への尽力が期待されるため、取締役候補者となりました。

候補者番号

3

かん おい ちよる
姜 義 哲
(1965年2月8日生)

新任

- 所有する当社株式の数
(うち株式給付信託
(BBT)に基づく交付予
定株式の数)
6,488株
(2,888株)

略歴、地位、担当および重要な兼職状況

2000年4月 当社入社
2016年3月 同DD S 事業部DD S 研究所長
2020年4月 同研究本部研究企画室長
2022年6月 同執行役員、研究本部研究企画室長
2023年6月 同常務執行役員、研究本部長(現職)

取締役候補者とした理由

姜義哲氏は、当社で研究開発等の業務に精通し、また知的財産を含む技術戦略の策定や次世代の製品開発に携わり、経営上の意思決定や業務遂行を行うにあたっての豊富な知識や経験を有し、取締役会の監督機能の強化、更には新製品・新技術の開発、新規事業の創出への尽力が期待されるため、取締役候補者となりました。

候補者番号

4

さい とう まなぶ
齊 藤 学
(1962年8月15日生)

再任

- 所有する当社株式の数
(うち株式給付信託
(BBT)に基づく交付予
定株式の数)
15,421株
(8,079株)
- 取締役会への出席状況
17回/17回(100%)
- 取締役在任期間
(本総会終結時)
3年

略歴、地位、担当および重要な兼職状況

1985年4月 当社入社
2006年6月 同食品事業部機能食品営業部長
2010年8月 同川崎事業所業務部長
2011年6月 同秘書室長
2012年12月 同人事・総務部長
2015年6月 日油商事株式会社取締役管理部長
2017年6月 二チヨ物流株式会社取締役総務部長
2020年6月 当社執行役員、食品事業部長
2021年6月 同常務執行役員、食品事業部長
2023年4月 同常務執行役員、機能食品事業部長
2023年6月 同取締役兼常務執行役員(現職)

取締役候補者とした理由

齊藤学氏は、当社で人事・労務等の業務に精通し、また主に機能食品事業の経営に携わり、経営上の意思決定や業務遂行を行うにあたっての豊富な知識や経験を有し、取締役会の監督機能の強化、更にはESG推進への尽力等が期待されるため、取締役候補者となりました。

候補者番号

5

かま だ たか し
鎌田卓史
(1961年10月3日生)

再任

社外取締役候補者

独立役員候補者

■ 所有する当社株式の数
200株

■ 取締役会への出席状況
13回/13回 (100%)

■ 社外取締役在任期間
(本総会終結時)
1年

略歴、地位、担当および重要な兼職状況

1985年4月 安田信託銀行株式会社 (現みずほ信託銀行株式会社) 入社
2011年4月 同人事部長
2012年4月 同執行役員、法人業務部長
2014年4月 株式会社みずほフィナンシャルグループ常務執行役員 (2017年4月同常務執行役員退任)
2014年4月 みずほ信託銀行株式会社常務執行役員 (2017年4月同常務執行役員退任)
2017年4月 株式会社みずほプライベートウェルスマネジメント取締役副社長 (2019年4月同取締役副社長退任)
2019年9月 みずほトラスト保証株式会社取締役社長 (2021年4月同取締役社長退任)
2020年4月 みずほトラストリアルサポート株式会社取締役社長 (2021年4月同取締役社長退任)
2022年4月 みずほ不動産販売株式会社取締役社長 (2025年6月同取締役社長退任)
2025年6月 当社取締役 (現職)

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

鎌田卓史氏は、金融界における豊富な経験と高い見識、複数の企業経営者としての幅広い経験と知見を有しており、経営全般に対して公正かつ客観的な立場で、適切なお意見をいただいています。また、報酬委員会の委員長、指名委員会の委員を務め、またCSR委員会にオブザーバーとして出席し、これらの委員会での審議等を行っていただいています。今後も引き続き、人事・労務、財務会計、企業経営に関する高度な知見をはじめとした専門的見地から、経営への助言や業務執行に対する適切な監督等の役割を果たしていただけるものと期待されるため、社外取締役候補者となりました。

独立性に関する考え方

鎌田卓史氏は、東京証券取引所が定める独立役員の要件に加え、当社が定める「社外役員の独立性判断基準」を満たしております。同氏の選任が承認された場合、当社は同氏を東京証券取引所が定める独立役員として同取引所に届け出る予定です。

鎌田卓史氏は、過去、当社の取引銀行であるみずほ信託銀行株式会社の業務執行者でありましたが、2026年3月期における当社の金融機関からの借入総額は、総資産額の1.0%と低く、また、当社は複数の金融機関と継続的に取引を行っており、特定の金融機関に依存していないことから、同行と当社との取引関係は、当社の業務執行の決定に対して、「主要な取引先」の該当基準である子会社・関連会社と同程度の影響を与えうるものではありません。

候補者番号

6

はやし

林 いづみ

(1958年8月20日生)

再任

社外取締役候補者

独立役員候補者

■ 所有する当社株式の数

4,100株

■ 取締役会への出席状況

17回/17回 (100%)

■ 社外取締役在任期間

(本総会終結時)

5年

略歴、地位、担当および重要な兼職状況

1986年4月 名古屋地方検察庁検事
1987年3月 弁護士登録(東京弁護士会)、ローガン・高島・根本法律事務所入所
1993年3月 永代総合法律事務所パートナー
2013年11月 株式会社海外需要開拓支援機構取締役(2017年6月同取締役退任)
2015年1月 桜坂法律事務所パートナー(現職)
2015年6月 生化学工業株式会社取締役(2019年6月同取締役退任)
2019年8月 株式会社ウェザーニューズ監査役(2023年8月同監査役退任)
2020年6月 当社監査役(2021年6月同監査役退任)
2021年6月 同取締役(現職)
2023年6月 株式会社ニフコ取締役(監査等委員)(現職)
2023年8月 株式会社ウェザーニューズ取締役(現職)

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

林いづみ氏は、弁護士として企業法務に精通しているほか、知的財産や企業コンプライアンス等に関する高度な知見を有しており、当社の社外取締役としての役割を果たされています。また、指名委員会の委員長、報酬委員会の委員を務め、またCSR委員会にオブザーバーとして出席し、これらの委員会での審議等を行っていただいています。同氏は社外役員以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由から、今後も引き続き、法務やリスク管理に関するグローバルな視点をはじめとした専門的見地から、経営への助言や業務執行に対する適切な監督等の役割を果たしていただけるものと期待されるため、社外取締役候補者といたしました。

独立性に関する考え方

林いづみ氏は、東京証券取引所が定める独立役員の要件に加え、当社が定める「社外役員の独立性判断基準」を満たしております。同氏の選任が承認された場合、当社は同氏を東京証券取引所が定める独立役員として同取引所に届け出る予定です。

林いづみ氏は、桜坂法律事務所のパートナーであります。同法律事務所と当社との間に顧問関係その他の法律事務の委任関係はありません。過去3年間において、当社の同法律事務所への支払い実績はありません。

- (注) 1. 林いづみ氏の戸籍上の氏名は坂本いづみ氏であります。
2. 林いづみ氏は、現在当社の社外取締役であり、2020年6月から2021年6月までの1年間、当社の業務執行者でない役員(社外監査役)であったことがあります。同氏の社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって5年となり、社外監査役も含めた通算の在任期間は6年となります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 当社は、現在鎌田卓史氏および林いづみ氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約（責任限定契約）を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める額であります。両候補者が取締役を選任された場合は、当該契約を継続する予定です。
 3. 当社は、現在宮道建臣氏、沢村孝司氏、斉藤学氏、鎌田卓史氏および林いづみ氏との間で会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結し、同項第1号の費用および同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。各候補者が取締役を選任された場合は、当該契約を継続する予定であり、新任候補者の姜義哲氏が取締役を選任された場合は、当該契約を締結する予定です。
 4. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者である取締役がその業務につき行った行為または不作為に起因して株主または第三者から損害賠償請求をされた場合に、それによって当該取締役が被る損害が填補されます。各候補者が取締役を選任された場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を更新する予定です。

■ 監査等委員会の意見

監査等委員である社外取締役3名が、任意の諮問委員会である指名委員会に委員として出席し、監査等委員である取締役を除く取締役選任に関して、内容を確認し意見を述べることにより監査等委員会と指名委員会の連携を図っております。指名委員会は、取締役全体構成の調和、多様性の維持向上および適正員数の維持の観点により審議を行うとの指針を定めており、指名委員会での意見交換を行い、監査等委員である取締役を除く取締役の選任について妥当であるとの意見を決定いたしました。

監査等委員会は、指名委員会の意見を確認した上で、本議案で提案されている者を候補者とすることは適切であるとの意見を決定いたしました。

監査等委員である取締役美代眞伸氏は、本総会終結の時をもって辞任いたしますので、その補欠として監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の本総会への提出につきましては、あらかじめ監査等委員会の同意を得るとともに、本議案で提案されている者を候補者とするのは適切であるとの意見をいただいております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

はま もと じゅん こ
浜本 順子
(1966年2月15日生)

新任

■ 所有する当社株式の数
500株

略歴、地位、担当および重要な兼職状況

1989年4月 株式会社富士銀行（現株式会社みずほ銀行）入社
2009年5月 みずほ証券株式会社国際部海外拠点管理室長
2011年4月 同海外拠点業務部副部長
2017年4月 株式会社みずほ銀行与信企画部副部長
2019年9月 スイスみずほ銀行社長
2022年4月 当社入社
2024年6月 同コーポレート・コミュニケーション部長
2025年6月 同執行役員、コーポレート・コミュニケーション部長（現職）

監査等委員である取締役候補者とした理由

浜本順子氏は、金融機関での勤務経験を通じ、海外拠点管理を中心として幅広い知見と現場における豊富な業務経験を有しており、当社コーポレート・コミュニケーション部長就任後は、社内外ステークホルダーとの双方向コミュニケーションの構築や、CSR委員会事務局の責任者として、企業価値向上のための取組みを推進いただいております。

豊富な経験と幅広い識見をもとに、監査・監督等の強化が期待されるため、監査等委員である取締役候補者となりました。

- (注) 1. 当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 当社は、浜本順子氏が監査等委員である取締役に選任された場合は、会社法第427条第1項の規定に基づき同法第423条第1項の賠償責任を法令で定める額に限定する契約（責任限定契約）を締結する予定です。
3. 当社は、浜本順子氏が監査等委員である取締役に選任された場合は、会社法第430条の2第1項第1号の費用および同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償する補償契約を締結する予定です。
4. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者である取締役がその業務につき行った行為または不作為に起因して株主または第三者から損害賠償請求をされた場合に、それによって当該取締役が被る損害が填補されます。浜本順子氏が監査等委員である取締役に選任された場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期中に当該保険契約を更新する予定です。

(ご参考) 本議案が承認されたのちの監査等委員

氏 名	性別	地 位
はまもと じゅんこ 浜 本 順 子 新任	女性	取締役 常勤監査等委員
いとう くにみつ 伊 藤 邦 光 在任 社外 独立役員	男性	取締役 監査等委員
さがら ゆりこ 相 良 由里子 在任 社外 独立役員	女性	取締役 監査等委員
みうら けいいち 三 浦 啓 一 在任 社外 独立役員	男性	取締役 監査等委員

1. 提案の理由およびこれを相当とする理由

当社は、2019年6月27日開催の第96期定時株主総会において当社の執行役員を兼務する取締役（監査等委員である取締役、およびそれ以外の取締役のうち社外取締役である者を除き、以下「取締役」といいます。以下、断りがない限り、本議案において同じとします。）および役付執行役員（以下「取締役等」といいます。）を対象とした業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT（=Board Benefit Trust）」）（以下「現行BBT制度」といいます。）の導入についてご承認いただき、また、2021年6月29日開催の第98期定時株主総会において現行BBT制度に係る報酬枠の再設定についてご承認いただき今日に至ります（以下、上記各株主総会における決議を「原決議」といいます。）。

本議案は、原決議同様、取締役等の報酬と当社の業績および株式価値との連動性をより明確にし、取締役等が株価上昇によるメリットと、株価下落リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的に、現行BBT制度を一部改定し、給付する株式に退任までの間の譲渡制限を付す「株式給付信託（BBT-RS（=Board Benefit Trust-Restricted Stock）」）（以下「本制度」といいます。）へ移行するとともに、取締役等に対する株式報酬割合の見直しに伴い、役付執行役員に対して1事業年度当たり付与するポイント数上限の変更について、ご承認をお願いするものであります。

当社の報酬委員会から、本制度の目的、中長期的な業績向上に向けたインセンティブ付与の効果等を踏まえ、本制度への改定は相当であるとの答申を得ていること、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る方針（事業報告「4. 会社役員に関する事項、（5）取締役の報酬等」）とも合致していることから、本議案の内容は相当であるものと考えております。

本議案は、2021年6月29日開催の第98期定時株主総会においてご承認をいただきました取締役（監査等委員である取締役を除きます。）の報酬額（年額360百万円以内（うち社外取締役分として年額40百万円以内）。ただし、使用人分給与は含みません。）とは別枠として、本制度に基づく報酬を当社の取締役に対して支給するため、報酬等の額の具体的な算定方法および具体的な内容についてのご承認をお願いするものです。なお、本制度の詳細につきましては、下記2. の枠内で、取締役会にご一任頂きたいと存じます。

第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く）6名選任の件」が原案通り承認可決されますと、本制度の対象となる取締役は4名となります。

なお、監査等委員会から、本制度の目的、報酬委員会からの答申を含む本議案の決定プロセスを踏まえ、本制度への改定は相当であるとの意見表明を受けております。

2. 本制度に係る報酬等の額の具体的な算定方法および具体的な内容

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。）を通じて取得され、取締役等に対して、当社が定める役員株式給付規則に従って、当社株式および当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下「当社株式等」といいます。）が本信託を通じて給付される業績連動型株式報酬制度です。

なお、取締役等が当社株式の給付を受ける時期は、原則として毎年一定の時期とし、取締役等が当社株式を時価で換算した金額相当の金銭の給付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時とします。取締役等が在任中に当社株式の給付を受ける場合、取締役等は、当社株式の給付に先立ち、当社との間で下記3. のとおり、譲渡制限契約を締結することとします。これにより、取締役等が在任中に給付を受けた当社株式については、当該取締役等の退任までの間、譲渡等による処分が制限されることとなります。

また、本制度への改定に伴い、本総会終結時点で在任する取締役等に対して現行BBT制度において付与済みのポイントについては、本議案の承認可決を条件として、本制度におけるポイントに移行することとし、当該取締役等は、本総会終結後における当社所定の時期に、移行後のポイントに基づき、当社株式等の給付を受けることとします。当該取締役等に給付される株式についても、上記譲渡制限契約に基づき、譲渡等による処分が制限されることとなります。

(2) 本制度の対象者

執行役員を兼務する取締役（監査等委員である取締役、およびそれ以外の取締役のうち社外取締役である者は、本制度の対象外とします。）および役付執行役員

(3) 信託期間

2019年8月から本信託が終了するまで（なお、本信託の信託期間について、特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続します。本制度は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規則の廃止等により終了します。）

(4) 信託金額

当社は、原決議の範囲内で、2019年8月に180百万円の金銭を拠出して現行BBT制度に基づく信託を設定しておりますが、本信託は、本議案の決議による改定後の本制度に基づく信託として存続するものとします。

本議案をご承認いただくことを条件として、当社は、2027年3月末日で終了する事業年度から2029年3月末日で終了する事業年度までの3事業年度（以下、当該3事業年度の期間を「当初対象期間」といい、当初対象期間および当初対象期間の経過後に開始する3事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」といいます。）およびその後の各対象期間を対象として、現行BBT制度を本制度に改定し、本制度が終了するまでの間、当社は、原則として対象期間ごとに、本制度に基づく取締役等への給付を行うために必要な株式数を合理的に見込み、本信託が先行して取得するために必要と認める資金を、本信託に追加拠出することとします。

ただし、かかる追加拠出を行う場合において、信託財産内に残存する当社株式（直前までの各対象期間に関して取締役等に付与されたポイント数に相当する当社株式で、取締役等に対する給付が未了であるものを除きます。）および金銭（以下「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等は以降の対象期間における本制度に基づく給付の原資に充当することとし、残存株式等を勘案した上で、追加拠出額を算出するものとします。

当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示いたします。

(5) 本信託による当社株式の取得方法および取得株式数

本信託による当社株式の取得は、上記（4）により拠出された資金を原資として、取引所市場を通じてまたは当社の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施することとします。

なお、取締役等に付与されるポイント数の上限は、下記（6）のとおり、1事業年度当たり5万4千ポイントであるため、各対象期間について本信託が取得する当社株式数の上限は16万2千株となります。

本信託による当社株式の取得につき、その詳細は、適時適切に開示いたします。

(6) 取締役等に給付される当社株式等の数の上限

取締役等には、各事業年度に関して、役員株式給付規則に基づき役位、業績達成度等を勘案して定まる数のポイントが付与されます。取締役等に付与される1事業年度当たりのポイント数の合計は、5万4千ポイント（うち当社の取締役分として3万6千ポイント）を上限とします。

これは、現行の役員報酬の支給水準、取締役等の員数の動向と今後の見込み等を総合的に考慮して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

取締役等に付与されるポイントは、下記(7)の当社株式等の給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます(ただし、本議案をご承認いただいた後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当てまたは株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限および付与済みのポイント数または換算比率について合理的な調整を行います。)

なお、取締役に付与される1事業年度当たりのポイント数の上限に相当する株式に係る議決権数360個の発行済株式総数に係る議決権数2,260,548個(2026年3月31日現在)に対する割合は約0.016%です。

下記(7)の当社株式等の給付に当たり基準となる取締役等のポイント数は、原則として、下記(7)の受益者確定時まで当該取締役に付与されたポイント数とします(以下、このようにして算出されたポイントを、「確定ポイント数」といいます。)

(7) 当社株式等の給付および報酬等の額の具体的な算定方法

受益者要件を満たした取締役等は、所定の受益者確定手続を行うことにより、原則として上記(6)に記載のところに従って定められる「確定ポイント数」に応じた数の当社株式について、毎年一定の時期に本信託から給付を受けます。

ただし、役員株式給付規則に定める要件を満たす場合は、一定割合について、当社株式の給付に代えて、原則として退任時に当社株式の時価相当の金銭給付を受けます。金銭給付を行うために、本信託により当社株式を売却する場合があります。

なお、取締役等が在任中に当社株式の給付を受ける場合、取締役等は、当社株式の給付に先立ち、当社との間で下記3.のとおり、譲渡制限契約を締結することとします。これにより、取締役等が在任中に給付を受けた当社株式については、当該取締役等の退任までの間、譲渡等による処分が制限されることとなります。

また、ポイントの付与を受けた取締役等であっても、株主総会または取締役会において解任の決議をされた場合、在任中に一定の非違行為があったことに起因して退任した場合または在任中に当社に損害が及ぶような不適切行為等があった場合は、給付を受ける権利を取得できないこととします。

取締役が受ける報酬等の額は、ポイント付与時において、取締役に付与されるポイント数の合計に本信託の有する当社株式の1株当たりの帳簿価額を乗じた金額(ただし、当社株式について、株式分割、株式無償割当てまたは株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて合理的な調整を行います。)を基礎とします。また、役員株式給付規則の定めに従って例外的に金銭が給付される場合において相当と認められるときは、当該金額を加算した額とします。

(8) 議決権行使

本信託勘定内の当社株式に係る議決権は、信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないこととします。かかる方法によることで、本信託勘定内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しています。

(9) 配当の取扱い

本信託勘定内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金等は、その時点で在任する取締役等に対して、各々が保有するポイント数に応じて、按分して給付されることとなります。

(10) 信託終了時の取扱い

本信託は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規則の廃止等の事由が発生した場合に終了します。

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しています。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、上記(9)により取締役等に給付される金銭を除いた残額が当社に給付されます。

3. 取締役等に給付される当社株式に係る譲渡制限契約の概要

取締役等が在任中に当社株式の給付を受ける場合、取締役等は、当社株式の給付に先立ち、当社との間で、概要として、以下の内容を含む譲渡制限契約（以下「本譲渡制限契約」といいます。）を締結するものとします（取締役等は、本譲渡制限契約を締結することを条件として、当社株式の給付を受けるものとします。）。ただし、株式給付時点において取締役等が既に退任している場合等においては、本譲渡制限契約を締結せずに当社株式を給付することがあります。

① 譲渡制限の内容

取締役等は、当社株式の給付を受けた日から当社における取締役等たる地位の全てを退任する日（事業年度の末日から定時株主総会日の前日までに退任する場合、退任日直後の定時株主総会日）までの間（以下「譲渡制限期間」といいます。）、給付を受けた当社株式の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないこと

② 当社による無償取得

一定の非違行為等があった場合や下記③の譲渡制限の解除の要件を充足しない場合等には、当社が当該株式を無償で取得すること

③ 譲渡制限の解除

取締役等が、当社における取締役等たる地位の全てを正当な理由により退任しまたは死亡により退任した場合、譲渡制限期間の満了時点において譲渡制限を解除すること

④ 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に当社が消滅会社となる合併契約その他組織再編等に関する事項が当社の株主総会等で承認された場合、当社の取締役会の決議により、当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、譲渡制限を解除すること

なお、本譲渡制限契約による譲渡制限の対象とする当社株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、当社が指定する証券会社に対象となる取締役等が開設する専用口座で管理される予定です。

また、上記のほか、本譲渡制限契約における意思表示および通知の方法、本譲渡制限契約の改定の方法、その他取締役会で定める事項を本譲渡制限契約の内容といたします。

以上

(ご参考)

社外役員の独立性判断基準

当社は、社外取締役（監査等委員である社外取締役を含む。以下「社外役員」と総称する。）の独立性に関する判断基準を次のとおり定める。社外役員候補者の選定にあたっては、会社法および東京証券取引所が定める基準に加え、当社が独自に定める「社外役員の独立性判断基準」を満たす候補者を選定するものとする。

社外役員が次のいずれの項目にも該当しない場合、独立性を有すると判断する。

- (1) 当社グループを主要な取引先とする者（直近事業年度におけるその者の連結売上高の2%以上の額の支払いを当社から受けた者をいう。）またはその業務執行者（注1）
- (2) 当社グループの主要な取引先（直近事業年度における当社の連結売上高の2%以上の額の支払いを当社に行っている者をいう。）またはその業務執行者（注1）
- (3) 当社グループの主要な借入先（直近事業年度における当社の連結総資産の2%以上の額を当社に融資している者をいう。）またはその業務執行者（注1）
- (4) 当社の主要株主（総議決権の10%以上の議決権を直接または間接に保有している者をいう。）またはその業務執行者（注1）
- (5) 当社グループの会計監査人である監査法人に所属する者
- (6) 当社グループから役員報酬以外に、多額（注2）の金銭その他の財産上の利益を受けている弁護士、税理士、コンサルタント等
- (7) 当社グループから多額（注2）の寄付または助成を受けている者または法人、組合等の団体の理事その他の業務執行者（注1）
- (8) 当社グループの業務執行取締役（注3）、常勤監査等委員または常勤監査役が他の会社の社外取締役または社外監査役を兼任している場合における、当該他の会社の業務執行者（注1）

- (9) 過去3年間において、上記（1）から（8）までのいずれかに該当していた者

注1：業務執行者とは、会社法施行規則に定める業務執行者をいい、業務執行取締役、執行役および使用人を含む。

注2：多額とは、過去3事業年度の平均で個人の場合は1,000万円以上、法人、組合等の団体の場合は当該団体の連結売上高もしくは総収入の2%を超える額をいう。

注3：業務執行取締役とは、会社法に定める業務執行取締役をいい、代表取締役および業務を執行する取締役をいう。

(ご参考)

第103期定時株主総会第2号議案および第3号議案が承認されたのちの取締役会体制（予定）

氏名	性別	役位	企業経営	グローバル	経営・事業 戦略、営業・ マーケティング	R&D、品質・ 生産技術、DX	財務・会計	サステナビリティ	人事労務	法務・ コンプライアンス、 リスクマネジメント
宮道 建臣	男性	代表取締役会長 兼 会長執行役員	●		●		●	●	●	●
沢村 孝司	男性	代表取締役社長 兼 社長執行役員	●	●	●	●		●		
姜 義哲	男性	取締役 兼 常務執行役員	●	●	●	●				●
斉藤 学	男性	取締役 兼 常務執行役員	●		●		●	●	●	●
鎌田 卓史	男性	社外取締役	●		●		●		●	
林 いづみ	女性	社外取締役	●	●					●	●
浜本 順子	女性	監査等委員 取締役		●			●	●	●	●
伊藤 邦光	男性	監査等委員 社外取締役		●			●			●
相良 由里子	女性	監査等委員 社外取締役	●	●						●
三浦 啓一	男性	監査等委員 社外取締役	●			●		●		●

●印は、各取締役に特に期待されるスキルを示しております。

上記一覧表は、各人が有するすべての職務上のスキルを示すものではありません。

期待する分野と役割

企業経営	企業等におけるマネジメント経験や知見を活かし、日油の経営課題の解決による企業価値向上に向けた取組みを監督する。
グローバル	海外でのマネジメント経験や知見を活かし、グローバル経営や課題解決への取組みに対する監督、助言を行う。
経営・事業戦略、営業・マーケティング	企業等におけるマネジメント経験や知見、国内外での営業・マーケティング領域やSCM領域における経験や知見を活かし、経営・事業計画や、営業・マーケティング、SCM等における方針、戦略、経営資源投入等の妥当性判断や助言を行う。
R&D、品質・生産技術、DX	技術関連領域における経験や知見を活かし、研究開発、品質、生産・技術、環境・安全、IT/DXにおける方針、戦略、経営資源投入等の妥当性判断や助言を行う。
財務・会計	ファイナンス（M&Aを含む）や財務・会計の領域における経験や専門知識を活かし、資本政策や投資計画、財務戦略・財務報告における妥当性判断や助言を行う。
サステナビリティ	環境・社会等の多岐にわたるサステナビリティ領域における経験や知見を活かし、サステナビリティやESGに関する取組みに対する監督、助言を行う。
人事労務	人事・労務、人材開発、ダイバーシティ&インクルージョン等の領域における経験や知見を活かし、日油の「価値観」に基づく人材マネジメントにおける取組みの妥当性判断や助言を行う。
法務・コンプライアンス、リスクマネジメント	法務（知的財産を含む）、コンプライアンス、リスクマネジメントの領域における経験や知見を活かし、法務、コンプライアンス、リスクマネジメントにおける取組みに対する監督、助言を行う。

(ご参考)

政策保有株式

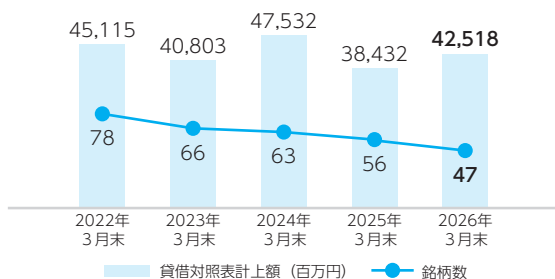
(政策保有株式に関する方針)

当社は、円滑な事業運営、取引関係の維持・強化を通じて、当社の中長期的な企業価値の向上に資すると判断した場合に限り、株式を政策的に保有する場合があります。保有の意義が希薄と考えられる政策保有株式については縮減することを基本方針としています。

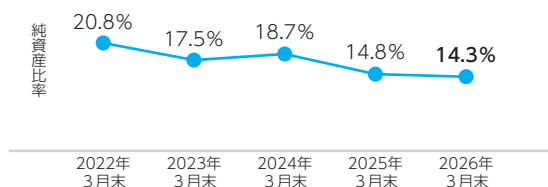
(政策保有株式削減への取組み)

基本方針のもと、毎年、取締役会で個別に精査し、保有継続の適否を見直します。見直しの結果、2025年度は非上場株式以外の株式14銘柄を売却しました（一部売却を含む）。また、非上場株式1銘柄が会社清算により減少しました。2026年3月末の純資産比率は14.3%となっております。

■ 政策保有株式の保有状況の推移



■ 純資産比率（※）の推移



(※) 政策保有株式の貸借対照表計上額およびみなし保有株式の合計額を純資産で除した比率

2025年度の銘柄数および貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の合計額 (百万円)
非上場株式	26	818
非上場株式以外の株式	21	41,699

みなし保有株式は2025年度に売却しました。

2025年度において株式数が減少した銘柄

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却価額の合計額 (百万円)
非上場株式	1	—
非上場株式以外の株式	14	10,579

以上

事業報告（2025年4月1日から2026年3月31日まで）

1. 当社グループの現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当期は、米国の通商政策の影響により、景気の下振れリスクおよび政策の不確実性が増大し、世界経済の見通しは悪化しました。ウクライナ危機の長期化、中東情勢の緊迫化、原燃料価格の高止まり、金融資本市場変動等の影響の懸念もあり、依然として先行き不透明な状況が継続しました。国内においては、米国の通商政策による影響が自動車産業を中心にみられるものの、個人消費は持ち直してきており、景気は緩やかな回復傾向が続きました。

当社グループを取り巻く事業環境は、国内の景気は緩やかに回復しているものの、原燃料価格の高止まりや、米国の関税措置の影響による下振れリスクや中東情勢の影響を注視する状況が継続しております。

このような事業環境下、当社グループは2025年度を最終年度とする3ヵ年計画「2025中期経営計画」において、「実践と躍進」を基本方針として掲げ、課題である「市場の変化を捉えた事業拡大」「新製品・新技術開発の加速」「生産性の向上」「安全・安心の追求」「CSRの推進」に取り組み、新市場開拓と拡販ならびに生産コストの低減に努め、持続的成長に向けた経営努力を積み重ねてまいりました。

「市場の変化を捉えた事業拡大」に関しては、「ライフ・ヘルスケア」「環境・エネルギー」「電子・情報」の3分野を中心に事業領域の拡大を図り、ソリューションビジネスモデルへの転換を進めました。また、今年度は、成長が見込まれるエレクトロニクス分野における次世代素材や技術の開発を募集する「産学委託研究型オープンイノベーションプログラム2025」を実施し、持続可能な社会や今後のあるべき化学産業の実現に向けて、「新製品・新技術開発の加速」を推進しました。

これらの結果、当期の連結売上高は、2,579億6千7百万円と前期比8.2%の増収となりました。連結営業利益は、474億1千1百万円と前期比4.6%の増益、連結経常利益は、503億6千6百万円と前期比8.1%の増益、親会社株主に帰属する当期純利益は、405億5千万円と前期比11.1%の増益となりました。

以下、各事業セグメントの概況についてご説明申し上げます。

【機能化学品事業】

脂肪酸誘導体は、アジアにおける環境エネルギー関連の出荷が低調に推移し、売上高は減少しました。

界面活性剤は、トイレタリー関連の出荷が低調に推移し、売上高は減少しました。

エチレンオキサイド・プロピレンオキサイド誘導体は、合成樹脂・樹脂加工向けの需要が低調に推移し、売上高は減少しました。

有機過酸化物は、国内およびアジアでの需要が低調に推移し、売上高は減少しました。

特殊防錆処理剤は、国内外の需要が堅調に推移し、売上高は増加しました。

これらの結果、機能化学品事業の連結売上高は、1,457億5千1百万円（前期比3.4%減）、連結営業利益は、268億4千6百万円（前期比9.9%減）となりました。

【医薬・医療・健康事業】

食用加工油脂・食品機能材は、製パン・製菓・加工食品向けの需要が落ち着いたものの、適正価格の維持に努め、売上高は増加しました。

健康関連製品は、健康食品向けの出荷が増加し、売上高は増加しました。

生体適合性素材は、MPC（2-メタクリロイルオキシエチルホスホリルコリン）関連製品の出荷が減少し、売上高は減少しました。

DDS（ドラッグ・デリバリー・システム：薬物送達システム）医薬用製剤原料は、一部顧客向けの出荷が減少したものの、売上高は前期並みとなりました。

これらの結果、医薬・医療・健康事業の連結売上高は、499億3千1百万円（前期比4.0%増）、連結営業利益は、158億1千6百万円（前期比0.8%増）となりました。

【化薬事業】

産業用爆薬類は、売上高は前期並みとなりました。

宇宙関連製品は、ロケット向け製品の出荷が増え、売上高は増加しました。

防衛関連製品は、早期装備化の初度費に係る一部取引の収益認識により、売上高は増加しました。

機能製品は、売上高は減少しました。

これらの結果、化薬事業の連結売上高は、616億7千5百万円（前期比59.1%増）、連結営業利益は、79億7千9百万円（前期比154.9%増）となりました。

【その他の事業】

その他の事業は、運送事業および不動産事業から構成されております。その連結売上高は、6億8百万円（前期比3.8%増）、連結営業利益は、4億3千4百万円（前期比24.7%増）となりました。

(2) 対処すべき課題

世界経済は、米国の通商政策の影響やウクライナ危機の長期化、さらには中東情勢の緊迫化による景気の下振れリスクや金融資本市場等の影響など不確実性が增大しており、先行き不透明な状況が継続するものと想定されます。国内経済においては雇用・所得環境が改善する一方、物価上昇の継続による個人消費への影響が懸念されます。これらに加えて、中東情勢の影響が化学製品のほか幅広い産業や製品に及ぶことが想定され、我が国の景気を下押しするリスクとなっており、引き続き注視が必要な状況です。

このような情勢下、当社グループは、2030年度を最終年度とする「NOF VISION 2030」で定めた2030年度の「ありたい姿」を目指して、事業領域拡大ステージである「2028中期経営計画」を推進してまいります。

また、目指す3分野「ライフ・ヘルスケア」「電子・情報」「環境・エネルギー」において、市場ニーズの変化に柔軟に対応し、化学の力で新しい価値を継続的に創出し、すべてのステークホルダーの皆様の信頼にお応えし続けることで、安心で豊かな社会の実現に向けて挑戦してまいります。

「2028中期経営計画」においては「変革と創造」を基本方針として掲げ、「市場の機会を捉えた事業領域拡大」「新技術・新事業の創出」「生産性の向上・業務効率の改善」「安全・安心」の追求」「CSRの推進」の各課題に取り組んでまいります。

「市場の機会を捉えた事業領域拡大」を加速するため、目指す3分野での積極的な戦略投資を進めてまいります。機能化学品事業においては、愛知事業所でこれまでに新增設を推進してまいりました化粧品ODM（相手先ブランドによる製品の設計・製造）製造設備をさらに増設する計画を進めてまいります。また、成長分野の電子部品材料、新規分野の高機能電子材料の成長を見込み、生産能力増強に向けて、製造設備を新設する計画を進めてまいります。化薬事業においては、防衛力整備計画に基づく生産基盤の整備を進めてまいります。

「新技術・新事業の創出」を加速するために、「ライフ・ヘルスケア」分野の研究を行うヘルスサイエンス研究所と、「環境・エネルギー」「電子・情報」分野の研究を行うマテリアルサイエンス研究所を新設しました。重点分野として機能性化学素材、機能性食品素材、エレクトロニクス素材、医療・医療機器素材等を中心に、社外公募やベンチャーキャピタル、産学官との包括連携などを活用したオープンイノベーションの推進と、スタートアップへの投資を進め、新技術・新事業を創出してまいります。

「生産性の向上・業務効率の改善」として、DX（デジタル・トランスフォーメーション）に関する全社的な人材育成の取り組みを継続すると共に、データサイエンスを活用したMI（マテリアルズ・インフォマティクス）による新規化学素材の探索および配合組成の最適化等の研究開発の効率化、生産・品質管理システムの導入とネットワーク構築等によるスマートファクトリー化、ならびにバックヤード業務効率化に資するアプリケーションの導入に取り組んでまいります。

「安全・安心の追求」では、安全・安心な製品の提供、社会環境や自然環境への安全配慮、保安防災、労働安全の徹底に取り組み、適切な事業運営に努めてまいります。

「CSRの推進」では、サステナビリティに関する11項目のマテリアリティを特定し、これを「豊かで持続可能な社会実現のための新たな価値の提供」「事業基盤の強化」「レスポンシブル・ケア活動の推進」の3つに大別し、項目毎に目標（KPI）を設定し、その取り組みを推進しております。「豊かで持続可能な社会実現のための新たな価値の提供」では、先進医療・医薬、人の美しさと健康、アンチエイジング、環境負荷の低減、資源循環、スマート社会等、さまざまな要請に貢献するため、目指す3分野に当社グループの独自技術・素材を活かした製品供給を目指してまいります。「事業基盤の強化」では、収益力の強化、ワーク・ライフ・バランスの実現を目指した働き方改革の推進、価値観の多様性を受け入れる企業風土作り、サプライチェーンを含めた人権リスクアセスメントの実施、CSR調達の推進、レジリエンスを向上させる事業継続計画の充実等を深化してまいります。「レスポンシブル・ケア活動の推進」では、2050年のカーボンニュートラルの実現に向けた施策の検討や、ケミカルセーフティ、労働安全衛生の施策に取り組みます。また、TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）、TNFD（自然関連財務情報開示タスクフォース）の提言に賛同し、気候関連や自然関連の情報開示の拡充に取り組んでまいります。

当社グループは、持続可能な社会実現へ貢献するため、これらの課題への取り組みを遂行し、さらなる事業革新を進め、国際競争力のある強靱な企業体質を築いてまいります。

株主の皆様におかれましては、引き続き一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(3) 設備投資等の状況

当連結会計年度中における当社グループの設備投資の総額は、344億円であり、完成および継続中の主要な設備は次のとおりであります。

① 当連結会計年度中に完成した主要設備

事業の種類別セグメントの名称	事業所名・会社名	設備内容
機能化学品事業 機能化学品事業 化薬事業	当 社 愛知事業所 愛知事業所 愛知事業所	機能化学品倉庫設備の増強 機能化学品製造設備の新設および増強 火薬・火工品製造設備の増強
機能化学品事業	常熟日油化工	機能化学品製造設備および厚生施設の増強

② 当連結会計年度継続中の主要設備の新設、拡充

事業の種類別セグメントの名称	事業所名・会社名	設備内容
機能化学品事業 医薬・医療・健康事業 機能化学品事業 機能化学品事業 医薬・医療・健康事業 医薬・医療・健康事業 化薬事業 化薬事業	当 社 尼崎工場 川崎事業所 愛知事業所 川崎事業所 愛知事業所 愛知事業所 日本工機内	福利厚生設備の更新 保安防災設備の増強 機能化学品製造設備の増強 環境対応設備の導入 ライフサイエンス製品新工場の建設 火薬・火工品製造設備の新設 火薬・火工品製造設備の新設
機能化学品事業 化薬事業 化薬事業 化薬事業	NOFメタルコーティングス・ヨーロッパN.V. 日本工機 日油技研工業 昭和金属工業	原料・製品物流設備の新設 火薬・火工品製造設備の新設 事務所棟の新設 火薬・火工品製造設備の新設

③ 当連結会計年度中に実施した重要な固定資産の売却、撤去、減失 該当事項はありません。

(4) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(5) 財産および損益の状況の推移

① 当社グループの財産および損益の状況

区 分		第100期 (22/4~23/3)	第101期 (23/4~24/3)	第102期 (24/4~25/3)	第103期 (25/4~26/3)
営業成績	売上高 (百万円)	217,709	222,252	238,310	257,967
	営業利益 (百万円)	40,624	42,142	45,308	47,411
	経常利益 (百万円)	43,183	45,577	46,572	50,366
	親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	33,973	33,990	36,497	40,550
	1株当たり当期純利益 (円)	139.01	141.17	153.88	176.34
財産の状況	総資産 (百万円)	309,438	341,449	357,196	399,168
	純資産 (百万円)	240,002	265,907	279,550	296,465
	1株当たり純資産 (円)	986.85	1,109.01	1,192.67	1,304.33
会社数	連結子会社	25	25	24	24
	持分法適用会社	0	0	0	0

- (注) 1. 売上高、営業利益、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益、総資産および純資産は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 1株当たり当期純利益および1株当たり純資産は、小数点第3位を四捨五入して表示しております。
3. 2024年4月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。第100期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益、1株当たり純資産を算定しております。

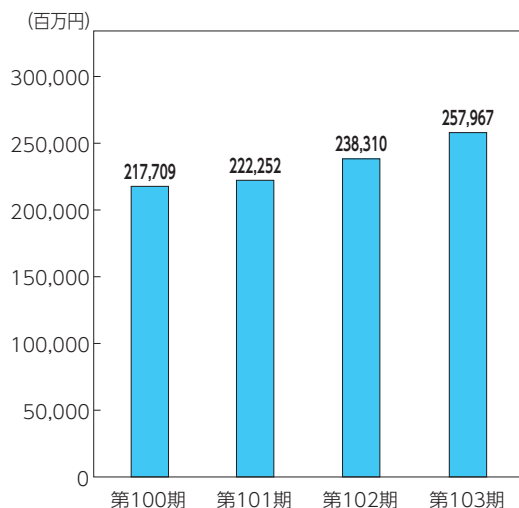
② 当社の財産および損益の状況

区 分		第100期 (22/4~23/3)	第101期 (23/4~24/3)	第102期 (24/4~25/3)	第103期 (25/4~26/3)
営業成績	売上高 (百万円)	155,139	156,410	168,736	186,319
	営業利益 (百万円)	32,071	32,399	34,462	35,462
	経常利益 (百万円)	38,259	42,037	39,056	41,545
	当期純利益 (百万円)	31,334	33,214	32,149	35,387
	1株当たり当期純利益 (円)	128.21	137.95	135.55	153.89
財産の状況	総資産 (百万円)	258,496	281,120	286,101	319,232
	純資産 (百万円)	188,866	210,504	215,484	223,444
	1株当たり純資産 (円)	779.27	880.93	922.72	986.80

- (注) 1. 売上高、営業利益、経常利益、当期純利益、総資産および純資産は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 1株当たり当期純利益および1株当たり純資産は、小数点第3位を四捨五入して表示しております。
3. 2024年4月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。第100期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益、1株当たり純資産を算定しております。

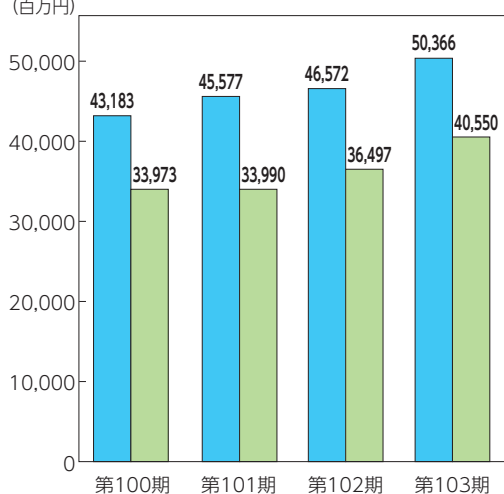
連結業績の推移

●連結売上高の推移



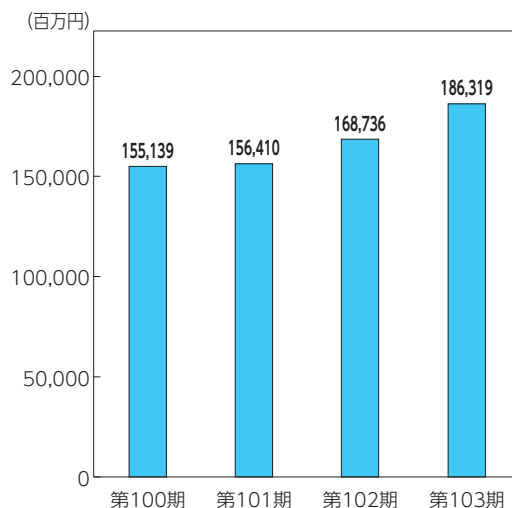
●連結経常利益および親会社株主に帰属する当期純利益の推移

(百万円) ■ 連結経常利益 ■ 親会社株主に帰属する当期純利益



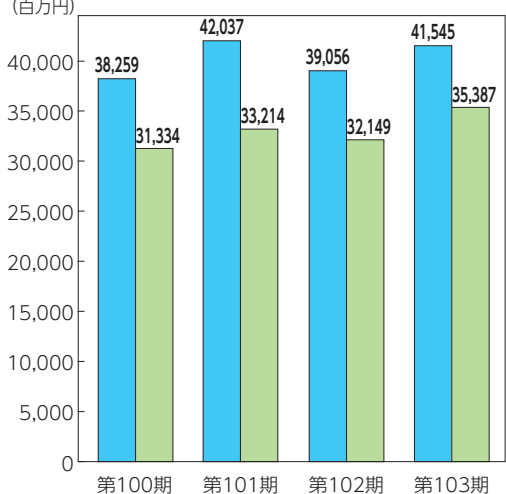
単体業績の推移

●売上高の推移



●経常利益および当期純利益の推移

(百万円) ■ 経常利益 ■ 当期純利益



(6) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係
該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
日本工機株式会社	2,000百万円	95.4%	防衛用装備品および産業用火薬類、各種機能製品（金属加工品、防犯・防災製品、凍結防止剤・散布装置）の製造・販売、火薬類廃棄
日油技研工業株式会社	1,478百万円	100.0%	温度管理用示温材、医療滅菌用資材、建設資材、電設器材、ロケット用火工品、化工材、海洋機器の製造販売
NOFメタルコーティングス株式会社	186百万円	100.0%	特殊防錆処理剤の製造販売
株式会社ジャペックス	100百万円	70.0% (間接保有25.0%を含む)	産業用火薬類の販売
油化産業株式会社	44百万円	100.0%	油脂製品、有機過酸化化物、化成品、界面活性剤、金属油剤、化粧品・石鹼基剤、医薬品関連商品の販売
常熟日油化工有限公司	156,852千元	100.0%	脂肪酸誘導体、有機過酸化化物の製造販売
P.T. エヌ・オー・エフ・マス・ケミカル・インダストリーズ	17,500千米ドル	89.6%	有機過酸化化物の製造販売
NOFメタルコーティングス・ノース・アメリカ INC.	1千米ドル	100.0%	特殊防錆処理剤の製造販売
エヌ・オー・エフ・アメリカ・コーポレーション	100米ドル	100.0%	化学品等の輸出入および販売
日油（上海）商貿有限公司	12,794千元	100.0%	化学品等の輸出入および販売
エヌ・オー・エフ・ヨーロッパ GmbH	25千ユーロ	100.0%	化学品等の輸出入および販売
NOFメタルコーティングス・ヨーロッパ S.A.	3,000千ユーロ	100.0%	特殊防錆処理剤の製造販売

(注) 1. 資本金は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 当社の議決権比率は、小数点第2位以下を切り捨てて表示しております。

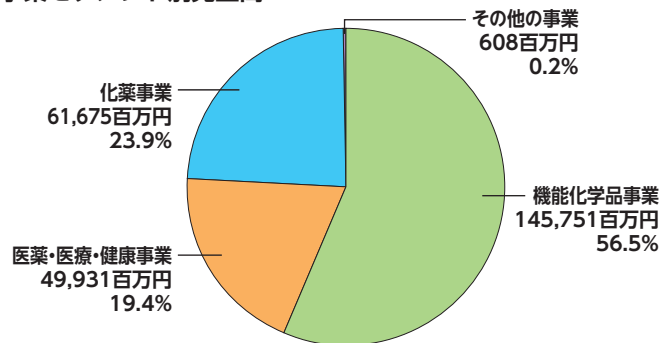
③ 企業結合の経過
該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容

当社グループの事業およびその主要製品は、次のとおりであります。

事業内容	主要製品
機能化学品事業	脂肪酸、脂肪酸誘導体 界面活性剤 エチレンオキサイド・プロピレンオキサイド誘導体 有機過酸化物 石油化学品（ポリブテン等） 機能性ポリマー 電子材料（液晶表示関連材料等） 特殊防錆処理剤
医薬・医療・健康事業	食用加工油脂、食品機能材 健康関連製品 生体適合性素材（MPCポリマー、MPCモノマー等） DDS医薬用製剤原料（活性化PEG、機能性脂質、医薬用界面活性剤）
化 薬 事 業	産業用爆薬類 宇宙関連製品 防衛関連製品 機能製品
そ の 他 の 事 業	運送 不動産

●第103期 事業セグメント別売上高



(8) 主要な営業所および工場

① 当 社

本 社	東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号
支 社 ・ 支 店	大 阪 支 社 (大阪府大阪市北区) 名古屋支店 (愛知県名古屋市中村区) 福 岡 支 店 (福岡県福岡市中央区)
工 場	尼 崎 工 場 (兵庫県尼崎市) 川崎事業所 [千鳥工場・大師工場・DDS工場] (神奈川県川崎市川崎区) 大分事業所 [大分工場・LS大分工場] (大分県大分市) 愛知事業所 [武豊工場・衣浦工場・LS愛知工場] (愛知県知多郡武豊町)
研 究 所	先端技術研究所 (茨城県つくば市) 尼崎研究所 (兵庫県尼崎市) 千鳥研究所 (神奈川県川崎市川崎区) 衣浦研究所 (愛知県知多郡武豊町) 食品研究所 (神奈川県川崎市川崎区) ライフサイエンス研究所 (神奈川県川崎市川崎区・愛知県知多郡武豊町)

② 子会社

日 本 工 機 株 式 会 社	本社	東京都港区
日 油 技 研 工 業 株 式 会 社	本社	埼玉県川越市
NOFメタルコーティングス株式会社	本社	神奈川県川崎市川崎区
株 式 会 社 ジ ャ ペ ッ ク ス	本社	東京都港区
油 化 産 業 株 式 会 社	本社	東京都渋谷区
常 熟 日 油 化 工 有 限 公 司	本社	中華人民共和国
PT. エヌ・オー・エフ・マス・ケミカル・インダストリーズ	本社	インドネシア共和国
NOFメタルコーティングス・ノース・アメリカ INC.	本社	アメリカ合衆国
エヌ・オー・エフ・アメリカ・コーポレーション	本社	アメリカ合衆国
日 油 (上 海) 商 貿 有 限 公 司	本社	中華人民共和国
エヌ・オー・エフ・ヨーロップ GmbH	本社	ドイツ連邦共和国
NOFメタルコーティングス・ヨーロップ S.A.	本社	フランス共和国

(9) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数	前連結会計年度末比増減
機能化学品事業	1,674名	36名増
医薬・医療・健康事業	532名	24名増
化 薬 事 業	1,427名	84名増
そ の 他 の 事 業	293名	6名増
全 社 (共 通)	229名	8名増
合 計	4,155名	158名増

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であります。
2. 「全社（共通）」として記載されている従業員数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものであります。
3. 上記のほか、臨時従業員155名が在籍しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,976名	81名増	42.9歳	17.5年

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であり、社外から当社への出向者6名を含んでおります。
2. 上記のほか、臨時従業員65名、出向者130名が在籍しております。

(10) 主要な借入先

借入先	借入額
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	1,200
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	600

- (注) 借入額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 970,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 226,548,765株（自己株式9,975,363株を除き、株式給付信託（BBT）の信託財産として株式会社日本カストディ銀行が所有する当社株式114,100株（議決権の数1,141個）を含みます。なお、当該議決権1,141個は、議決権不行使となっております。）
 (3) 株主数 16,896名（前期末比1,815名増）
 (4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	35,638	15.73
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	14,013	6.18
明治安田生命保険相互会社	9,384	4.14
日油親栄会	4,698	2.07
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	4,420	1.95
G O V E R N M E N T O F N O R W A Y	4,379	1.93
US BANK NATIONAL ASSOCIATION JP ACCTS TS	4,134	1.82
日油共栄会	4,053	1.78
J P M O R G A N C H A S E B A N K 3 8 5 7 8 1	3,059	1.35
BNYM AS AGT/CLTS NON TREATY JASDEC	2,883	1.27

- (注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
 2. 持株比率は、自己株式9,975,363株を控除して計算しております。
 3. 持株比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

区分	株式数	交付対象者数
取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）	—	—
社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）	—	—
監査等委員である取締役	—	—

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

会社における地位	氏名	性別	重要な兼職の状況
代表取締役会長 ※	宮道建臣	男性	
代表取締役社長 ※	沢村孝司	男性	
取締役 ※	斉藤学	男性	
取締役 ※	山内一美	男性	
社外取締役	鎌田卓史	男性	
社外取締役	林いづみ	女性	桜坂法律事務所パートナー、 株式会社ウェザーニューズ取締役、 株式会社ニフコ取締役（監査等委員）
取締役 常勤監査等委員	美代眞伸	男性	
社外取締役 監査等委員	伊藤邦光	男性	伊藤会計事務所代表
社外取締役 監査等委員	相良由里子	女性	中村合同特許法律事務所パートナー、 株式会社東京精密取締役（監査等委員）
社外取締役 監査等委員	三浦啓一	男性	

- (注) 1. 取締役 鎌田卓史および林いづみの両氏、ならびに取締役 監査等委員 伊藤邦光、相良由里子および三浦啓一の3氏は、会社法に定める社外取締役であります。
2. 当社は、取締役 鎌田卓史および林いづみの両氏、ならびに取締役 監査等委員 伊藤邦光、相良由里子および三浦啓一の3氏を株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に規定する独立役員に指定しております。
3. 取締役 監査等委員 美代眞伸氏は、当社業務に関する知見を有し、重要な会議への出席等を通じた情報収集、内部監査部門等との連携により監査等委員会の監査・監督機能の実効性を確保できるため、常勤監査等委員に選定しております。
4. 取締役 監査等委員 伊藤邦光氏は、公認会計士および税理士であり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 桜坂法律事務所、株式会社ウェザーニューズ、株式会社ニフコ、伊藤会計事務所、中村合同特許法律事務所および株式会社東京精密と当社との間に特別の関係はございません。
6. ※印を付した取締役は、執行役員を兼任しております。
7. 当社では、執行役員制度を導入しております。当期末における執行役員は、次のとおりであります。

地 位	氏 名	担 当
会長執行役員	宮 道 建 臣	
社長執行役員	沢 村 孝 司	CEO
常務執行役員	梅 原 尚 也	CFO 経営企画部門、コーポレート・コミュニケーション部門、 経理部門管掌
常務執行役員	片 岡 智	機能材料事業部長、資材部門管掌
常務執行役員	姜 義 哲	研究本部長、ライフサイエンス部門管掌
常務執行役員	斉 藤 学	CCO 機能食品部門、人事・総務部門、法務部門管掌
常務執行役員	鳴 海 一 仁	化薬事業部長
常務執行役員	山 内 一 美	CSQO、技術本部長、システム部門管掌
執行役員	泉 澤 強	経理部長
執行役員	梶 川 博 行	法務部長
執行役員	加 藤 博 史	機能食品事業部長
執行役員	境 野 俊 明	経営企画部長
執行役員	瀧 水 元 司	情報システム部長
執行役員	鶴 岡 邦 昭	防錆部門長
執行役員	浜 本 順 子	コーポレート・コミュニケーション部長
執行役員	本 多 義 敬	川崎事業所長 兼 千鳥工場長 兼 川崎事業所業務部長
執行役員	前 田 晃 寿	人事・総務部長
執行役員	山 本 裕 二	ライフサイエンス事業部長

CEO (最高経営責任者)

CFO (最高財務責任者)

CCO (最高コンプライアンス責任者)

CSQO (最高安全品質責任者)

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役および監査等委員である取締役の全員との間で同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約（責任限定契約）を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める額であります。

(3) 補償契約の内容の概要

当社は、取締役 宮道建臣、沢村孝司、斉藤学、山内一美、鎌田卓史および林いづみの各氏、ならびに取締役 監査等委員 美代真伸、伊藤邦光、相良由里子および三浦啓一の各氏との間で会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結し、同項第1号の費用および同項第2号の損失を法令の定める範囲内で当社が補償することとしております。取締役の職務執行の適正性が損なわれないよう、本契約においては、補償の上限額、取締役の報告義務や資料提出義務ならびに取締役会に対する補償の請求手続き等を定めております。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しています。

当該保険契約の被保険者は当社の取締役の全員であり、保険料は特約部分も含め当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

当該保険契約では、被保険者である取締役がその業務につき行った行為または不作為に起因して株主または第三者から損害賠償請求をされた場合に、それによって当該取締役が被る損害が填補されます。ただし、違法であることを認識しながら行った行為（認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）に起因して生じた損害は填補されませんなど、一定の免責事由があります。

(5) 取締役の報酬等

① 取締役の報酬等の額

区分	支給員数	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		
			固定報酬	業績連動報酬	
				賞与	株式報酬
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	7名 （3名）	268百万円 （18百万円）	171百万円 （18百万円）	81百万円 （-）	14百万円 （-）
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	4名 （3名）	52百万円 （28百万円）	52百万円 （28百万円）	-	-
計 （うち社外役員）	11名 （6名）	320百万円 （46百万円）	224百万円 （46百万円）	81百万円 （-）	14百万円 （-）

- (注) 1. 上記支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与および賞与は含まれておりません。
2. 上記の取締役（監査等委員である取締役を除く）の固定報酬は、ESG指標連動報酬14百万円を含んでおります。
3. 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬限度額は、2021年6月29日開催の第98期定時株主総会において年額360百万円以内（うち社外取締役分は年額40百万円以内。なお、使用人分給与は含まない）と決議いただいております。当該定時株主総会終了後の取締役（監査等委員である取締役を除く）の員数は6名（うち社外取締役2名）です。
4. 上記3の取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬限度額とは別枠で、執行役員を兼務する取締役に對する業績連動型株式報酬〔株式給付信託〕は、2021年6月29日開催の第98期定時株主総会の決議により取締役に付与される1事業年度当たりのポイント数の合計は1万2千ポイントを上限としております（当社株式等の給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます）。当該定時株主総会終了後の執行役員を兼務する取締役の員数は4名です。
※当社は、2024年4月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行いました。そのため、同日以降は執行役員を兼務する取締役に付与される1事業年度当たりのポイント数の合計は3万6千ポイントを上限としております。
5. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2021年6月29日開催の第98期定時株主総会において年額80百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終了後の監査等委員である取締役の員数は4名です。
6. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

② 報酬の決定方針等

ア. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る方針の決定方法

監査等委員を除く取締役に関する報酬の方針に関しては、取締役会の諮問機関である報酬委員会の審議を経て、2023年1月27日開催の取締役会において方針の一部見直しを決議しております。

イ. 決定方針の内容の概要

監査等委員を除く取締役の報酬は、当社経営理念に基づき、持続的成長と中長期的な企業価値向上を促進し、適切な報酬水準により業績等の成果に報いるものとし、その決定は、公正で透明性のあるプロセスを経て行うとの方針の下、月次報酬、賞与および株式報酬により構成し、短期または中長期業績と連動するインセンティブ報酬の目安（標準割合）を4割としております（社外取締役に関しては業績指標に連動しない報酬を支給）。また、報酬制度、報酬水準や個別報酬等は報酬委員会で審議を行うものとしております。

ウ. 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

報酬委員会は、監査等委員を除く取締役に関する報酬制度・方針に関する事項、具体的な報酬額の決定に当たっての算定方法に関する事項ならびに個別報酬額等につき、監査等委員を除く取締役に関する報酬の方針との整合性を含む多角的な視点での審議を行っております。取締役会はその審議内容を尊重し当該方針に沿うものであると判断しております。

なお、本報酬委員会は、独立社外取締役5名および代表取締役会長、代表取締役社長の7名で構成され、独立社外取締役が委員長に就任しております（当事業年度は、2025年5月、8月、11月、2026年3月に開催）。

③ 固定報酬（取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任）

取締役の固定報酬の算定方法等は、報酬委員会で審議の上、取締役会で決議しております。また、監査等委員を除く取締役の個人別の固定報酬額の具体的内容の決定に関して、報酬委員会での審議を経て、取締役会において決議をしております。

④ 業績連動報酬 （賞与）

監査等委員および社外取締役を除く取締役の賞与の算定方法等は、報酬委員会の審議を経て、取締役会で決議しております。本賞与の算定方法は、当社グループの業績評価に関する重要指標である連結営業利益を基礎に、役員毎に定めた所定係数を基準額に乗じて算定しており、報酬委員会では本算定方法および支給額を每期確認しております。

(ESG指標連動報酬)

当社は、2023年1月27日開催の取締役会で、監査等委員および社外取締役を除く取締役の次期報酬（月次報酬）の一部をESG指標の達成等を用いて算定する方法に関して決議しております。本報酬の算定方法は、当社グループにおけるサステナビリティ課題への取り組みに関する所定のESG指標に対し、その達成度等に応じた評価係数を役位毎に定めた基準額に乗じて算定しており、報酬委員会では本算定方法および支給額を每期確認しております。なお、当期のESG指標の目標は概ね達成しております。

(株式報酬)

当社は、2019年6月27日開催の第96期定時株主総会の決議により、業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT（=Board Benefit Trust））」を導入し、2021年6月29日開催の第98期定時株主総会より、監査等委員会設置会社への移行に伴い、執行役員を兼務する取締役（監査等委員である取締役、およびそれ以外の取締役のうち社外取締役である者を除き、以下「取締役」という。）および役付執行役員（以下「取締役等」という。）を対象としております。

本報酬については、当社の業績および株式価値との連動性をより明確にし、取締役等が株価変動リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として導入しております。

取締役等には、各事業年度に関して、役員株式給付規則に基づき、役位、業績達成度等を勘案して定まる数のポイントが付与されます。なお、取締役等に付与されるポイントは当社株式等の給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます（株式分割、株式無償割当てまたは株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限および付与済みのポイントまたは換算比率について合理的な調整を行います）。当社株式等の給付に当たり基準となる取締役等のポイントの数は、原則として、退任時までに当該取締役等に付与されたポイント数とします（以下、このようにして算出されたポイントを、「確定ポイント」という。）。

なお、役位、業績達成度等を勘案する当該算定方法等を定める役員株式給付規則は、報酬委員会の審議を経て、取締役会で決議しております。

(i) 付与ポイントの算定方法

当社グループの業績評価に関する重要指標である中期経営計画の連結営業利益と自己資本当期純利益率（ROE）を指標とし、その達成度に応じて定まる業績評価係数を、役位毎に定めた役位ポイントに乗じて算出します。

（算式）

役位ポイント×業績評価係数

$$\begin{aligned} \text{※業績評価係数} = & (\text{連結営業利益による業績評価係数} \times 50\%) \\ & + (\text{ROEによる業績評価係数} \times 50\%) \end{aligned}$$

※業績評価係数は、業績達成度等を勘案して、0～1.5の範囲で変動します。

(ii) 給付方法

給付は取締役等の退任後とし、確定ポイントに相当する当社株式および金銭（遺族給付の場合は金銭）を給付します。

(iii) 当事業年度における連結営業利益およびROE達成度

2025中期経営計画の連結営業利益計画値は、460億円（当該計画最終年度）です。当期連結営業利益実績値は474億円であり、2025中期経営計画期間の成長度に応じ算定する当期の達成度は103.0%となります。

また、2025中期経営計画の最終事業年度ROE計画値は12%以上であり、当期のROE実績値は14.1%にて、計画値を基準とした達成度は117.7%でした。

なお、報酬委員会では定められた算定方法に基づく付与ポイントを、每期確認しております。

(6) 社外役員に関する事項

主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況と 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
社 外 取 締 役	鎌 田 卓 史	2025年6月27日の就任後に開催された取締役会13回のすべてに出席し、取締役会では、人事・労務、財務会計、企業経営に関する高度な知見をはじめとする専門的見地から積極的に意見を述べ、経営への助言や業務執行に対する監督等の役割を果たしました。 報酬委員会の委員長および指名委員会の委員を務め、またCSR委員会にオブザーバーとして出席し、有益な発言を行いました。
社 外 取 締 役	林 いづみ	当期開催の取締役会17回のすべてに出席し、取締役会では、法務・リスク管理などに関するグローバルな視点をもとに、その専門的見地から積極的に意見を述べ、経営への助言や業務執行に対する監督等の役割を果たしました。 指名委員会の委員長および報酬委員会の委員を務め、またCSR委員会にオブザーバーとして出席し、有益な発言を行いました。
社 外 取 締 役 (監 査 等 委 員)	伊 藤 邦 光	当期開催の取締役会17回および監査等委員会17回のすべてに出席し、取締役会では、会計税務や監査に関する高度で専門的な見地から積極的に意見を述べ、監査等委員としての役割を果たしました。 指名委員会および報酬委員会の委員を務め、またCSR委員会にオブザーバーとして出席し、有益な発言を行いました。

区 分	氏 名	主な活動状況と 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
社 外 取 締 役 (監査等委員)	相 良 由 里 子	<p>当期開催の取締役会17回および監査等委員会17回のすべてに出席し、取締役会では、リスク管理や知的財産管理に関するグローバルな視点をもとに、その専門的見地から積極的に意見を述べ、監査等委員としての役割を果たしました。</p> <p>指名委員会および報酬委員会の委員を務め、またCSR委員会にオブザーバーとして出席し、有益な発言を行いました。</p>
社 外 取 締 役 (監査等委員)	三 浦 啓 一	<p>当期開催の取締役会17回および監査等委員会17回のすべてに出席し、取締役会では、研究開発やESGの取組みに関する高度な知見をもとに、その専門的見地から積極的に意見を述べ、監査等委員としての役割を果たしました。</p> <p>指名委員会および報酬委員会の委員を務め、またCSR委員会にオブザーバーとして出席し、有益な発言を行いました。</p>

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区 分	支払額
① 当該事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	74百万円
② 当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	99百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、「会社法」に基づく監査と、「金融商品取引法」に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額には、これらの合計額を記載しております。
2. 当社監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、監査計画の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をしております。
3. 重要な子会社のうち、NOFメタルコーティングス・ヨーロッパ S.A.等7社は当社の会計監査人以外の監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査（会社法または金融商品取引法（これに相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。
4. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(3) 非監査業務の内容

該当する業務はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意により監査等委員会が、会計監査人を解任します。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、解任した旨およびその理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(6) 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

6. 業務の適正を確保するための体制

(1) 業務の適正を確保するための体制の概要

当社およびグループ会社が業務の適正を一層強固に確保できる内部統制体制

- ① 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - a. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制に関する事項については、取締役会で決議する。
 - b. 取締役および使用人は、日油グループ企業倫理規範に基づき企業倫理を遵守する。
 - c. コンプライアンス委員会は、コンプライアンスの全社的推進を図る。
 - d. コンプライアンス委員会事務局は、コンプライアンスに関し、使用人が直接通報・相談できる窓口業務を担当する。なお、通報者に対して不利益な扱いはしない。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - a. 取締役の職務の執行に関する文書等の情報は、法令および文書取扱規則ならびに情報セキュリティ管理規則等の社内規定に基づき保存・管理する。
 - b. 取締役の職務の執行に関する電子媒体情報については、セキュリティシステムにより不正アクセスなどによる漏洩を防止する。
 - c. 取締役、または取締役から指名された使用人は、いつでも文書ならびに電子媒体情報の閲覧と謄写ができる。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - a. 経営リスクについては、リスク管理委員会、レスポンシブル・ケア委員会、品質管理委員会などの各専門委員会において分析や対応策の検討を行い、取締役会に報告する。取締役会は、コンプライアンス、情報の管理、環境・安全、リスクの網羅性の確認・評価など様々な経営リスクの報告を受け、必要に応じて審議する。
 - b. 非常事態が発生した場合は、危機管理規則に基づき、非常事態対策本部を設置し、人的安全を確保し、業務への影響、経済的損失を最小に留める体制を整える。
 - c. 海外安全対策・行動マニュアルを整備し、人的安全確保、業務影響および経済的損失を最小に留める方針を策定する。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - a. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会を毎月1回開催する他、必要に応じて適宜開催し、経営および業務執行に関する重要事項について決議する。
 - b. 取締役会の決議を経るとまのない緊急を要する重要案件が発生した場合、法令・定款に違反しないかぎり、適宜対処し、次回の取締役会で承認を得る。
 - c. 経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離し、夫々の機能強化のため執行役員制度を採用する。
 - d. 取締役および使用人は、職制規則等の社内規定を遵守する。

- e. 取締役および使用人が共有するグループ全体の目標を定め、この浸透を図ると共に、これに基づく中期経営計画を策定し、取締役会で決議する。また、年度計画については、中期経営計画を基準に策定し取締役会で決議する。
 - f. 経営判断の迅速化のため、政策会議を原則週1回開催する。
- ⑤ 当社およびグループ会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- a. 当社は、当社が策定した経営理念、価値観および行動規範をグループ会社に浸透させ、事業活動を推進する。また、グループ会社は当社が策定する中期経営計画の基本方針および年度方針に則して方針を策定する。
 - b. 当社は、関係会社管理規則に基づきグループ会社に対する経営管理を実施し、業務執行状況・財務状況等の報告を定期的求める。
 - c. 当社およびグループ会社の財産や損益に多大な影響を及ぼすと判断される重要案件については、当社取締役会の承認を受ける。
 - d. 当社は、グループ会社のリスク管理に関して、関係会社管理規則に基づきモニタリング等を実施するとともに、リスク管理委員会、レスポンシブル・ケア委員会、品質管理委員会などの各専門委員会において分析や対応策の検討を行い、取締役会に報告する。取締役会は、コンプライアンス、情報の管理、環境・安全、リスクの網羅性の確認・評価など様々な経営リスクの報告を受け、グループ会社に対し、各専門委員会を通して必要に応じて助言等を行う。
 - e. グループ会社の内、グループ業績への影響度の高い会社は、経営上の重要事項に関して、当社と協議するものとし、当社経営幹部会議に出席し、グループ全体の業績状況を把握する。
 - f. 当社は、グループ全体の効率的な業務運営に必要な情報交流の場として、毎年1回関係会社会議を開催する。
 - g. 当社は、法令違反等を未然に防止する体制として、当社およびグループ会社の使用人が直接通報・相談できる内部通報窓口を整備する。
 - h. 当社は、グループ会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するため、グループ会社に対し法令・諸規定の遵守状況について報告を求め、必要に応じて助言等を行う。
 - i. 内部統制室は、当社およびグループ会社の業務監査を定期的実施する。
- ⑥ 監査等委員会がその職務を補助すべく使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項および監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性確保に関する事項
- a. 監査等委員会直属の組織として監査等委員会室を設け、同室に監査等委員会の職務を補助する使用人を配置する。

- b. 監査等委員会の職務を補助する使用人は、必要な知識・能力を備えた者を配置する。
 - c. 監査等委員会の職務を補助する当該使用人は、取締役および上位職位者の指示命令を受けない。
 - d. 監査等委員会の職務を補助する使用人については、当該使用人の取締役および上位職位者からの独立性と監査等委員会の指示の実効性を確保するため、当該使用人の任命・異動等、人事に関する事項の決定には、監査等委員会の同意を必要とする。
- ⑦ 取締役および使用人が監査等委員会に報告するための体制ならびにグループ会社の取締役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告する体制その他監査等委員会への報告に関する事項
- a. 当社の取締役および使用人は、取締役会・経営審議会等での決定に基づく業務執行の結果のうち、重要なものについては、監査等委員会に報告する。
 - b. 当社の取締役および使用人は、重大な法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには、当該事実に関する事項を速やかに監査等委員会に報告する。
 - c. グループ会社の取締役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者は、重大な法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには、当該事実に関する事項を速やかに監査等委員会に報告する。
 - d. 内部統制室は、業務監査計画および業務監査の結果について、定期的に監査等委員会に報告する。
 - e. 監査等委員会が取締役の職務遂行状況を把握するため、監査等委員が取締役会のほか経営審議会等の重要な会議に出席し、また、議事録、稟議書等の業務執行の決定にかかる重要な書類の閲覧を行う体制を確保する。
- ⑧ 監査等委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- a. 当社は、監査等委員会に報告をした者に対して不利な取扱いを禁止する体制を確保する。
- ⑨ 監査等委員会の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- a. 当社は、監査等委員会の職務の執行について生ずる費用の前払、支出した費用等の償還または負担した債務の弁済の請求を受けた場合は、速やかにこれに応じるものとする。

- ⑩ 監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - a. 監査等委員会は、監査等委員会にて定める監査等委員会監査等基準に従って監査を実施し、必要の都度、内部統制室等に対して調査等の指示を行い、取締役と協議して監査の実効を高める。
 - b. 会計監査人は、監査計画と監査結果を定期的に監査等委員会に対して報告する。また、監査等委員会は必要に応じて会計監査人や当社の各部門およびグループ会社と情報交換や意見交換を行う。
 - c. 監査等委員会は、代表取締役と定期的に会合を持ち、会社が対処すべき課題、監査等委員会監査等の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換して、相互認識と信頼を深める。
- ⑪ 財務報告の信頼性を確保するための体制
 - a. 内部統制室は、当社およびグループ会社の財務報告の信頼性を確保し、金融商品取引法に規定する内部統制報告書の提出を有効かつ適切に行うため、財務報告に関わる内部統制システムの整備および構築を行い、財務報告に関わる重要なプロセスの統制活動の強化を図る。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記方針に基づいて、内部統制体制の整備とその適切な運用に努めております。当期において実施した主な取り組みは、以下のとおりであります。

(当社およびグループ会社における業務の適正の確保に関する取り組み)

当社では、定例取締役会を毎月1回、臨時取締役会を当期に5回開催し、定例報告確認事項のほか、取締役会規則に定められた重要項目について確認・決定するとともに、取締役の職務執行状況等のモニタリングを行っております。グループ会社は、関係会社管理規則に定められた重要な事項について、当社に対し承認申請・報告を行っております。

(コンプライアンスに関する取り組み)

コンプライアンス委員会が主導して、コンプライアンス・マニュアルをはじめとした関連規定を整備するとともに、内部通報窓口の運営、さらに当社を含む国内外のグループ会社全てにおいてコンプライアンス研修を継続しております。

当期は、コンプライアンス体制をより強化することを目的に、コンプライアンス・マニュアルを改定しグループ全体に展開しました。

(リスク管理に関する取組み)

リスク管理委員会が主導して、全社的リスクアセスメントを実施、事業リスクを網羅的に把握・分析・評価しています。リスク管理については、リスク管理委員会、レスポンシブル・ケア委員会、品質管理委員会などの各専門委員会が、グループ会社を含めた担当業務分野のモニタリング等を実施するとともに、結果を分析し、対応策を取締役会に報告しております。取締役会では、コンプライアンス、情報の管理、環境・安全、リスクの網羅性の確認・評価など様々な経営リスクの報告を受け、必要に応じて審議しております。

また、当期は、気候変動への対応に関するリスクと機会分析の結果に関し、気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）提言をさらに精緻に評価・解析するため、温室効果ガスの集計管理システムを導入し運用しています。また生物多様性を含む自然関連財務情報開示タスクフォース（TNFD）提言に賛同し、自然資本を保全する取り組みを推進しています。人権に関する取り組みとして、従業員に対するエンゲージメントサーベイ、サプライヤーに対するCSRアンケートおよび社外からの通報受け付けを継続するとともに、人権リスクアセスメントの実施により、グループ全体の潜在的な人権リスクの把握を行いました。

(監査等委員会監査の実効性確保に関する取組み)

監査等委員会は、内部統制室および会計監査人と定期的な協議の場を設け、緊密な連携体制をとっております。その上で監査等委員は、取締役会、経営審議会、CSR委員会および各専門委員会などの重要会議への出席、支社・支店・事業所などへの往査、事業部門および関係会社に対するヒアリングなどにより監査の実効性の確保を図っております。

監査等委員は、取締役や社内関係部署から重要な意思決定や職務の執行状況、職務の執行に関する説明を受け、あるいはそれらに関する重要な文書の閲覧等により、必要とする情報の提供を受けており、監査等委員への報告は適切に行われております。

(内部統制体制の運用状況の評価)

内部統制体制は毎年見直しを実施しております。当社は、2026年4月に開催した取締役会において、内部統制体制の整備に関する方針に定める各事項について当期における運用状況を評価しましたが、適正に運用されていることを確認しました。

連結貸借対照表 2026年3月31日現在

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	236,825	流 動 負 債	86,241
現金及び預金	88,364	支払手形及び買掛金	21,429
受取手形、売掛金及び契約資産	74,776	電子記録債務	493
電子記録債権	3,731	短期借入金	1,341
商品及び製品	32,293	1年内返済予定の長期借入金	1,013
仕掛品	8,153	リース債務	269
原材料及び貯蔵品	23,880	未払費用	2,017
その他	5,881	未払法人税等	14,690
貸倒引当金	△254	預り金	4,585
		賞与引当金	4,163
固 定 資 産	162,343	資産除去債務	109
有形固定資産	96,726	その他	36,127
建物及び構築物	34,386	固 定 負 債	16,461
機械装置及び運搬具	23,658	長期借入金	1,961
土地	20,645	リース債務	555
建設仮勘定	13,776	繰延税金負債	9,581
その他	4,260	執行役員退職慰労引当金	6
無形固定資産	1,918	退職給付に係る負債	3,404
投資その他の資産	63,697	資産除去債務	23
投資有価証券	46,086	その他	929
長期貸付金	6	負 債 合 計	102,703
繰延税金資産	1,159	(純 資 産 の 部)	
退職給付に係る資産	13,054	株 主 資 本	255,683
その他	3,459	資本金	17,742
貸倒引当金	△70	資本剰余金	15,058
資 産 合 計	399,168	利益剰余金	249,159
		自己株式	△26,276
		その他の包括利益累計額	39,662
		その他有価証券評価差額金	25,271
		為替換算調整勘定	7,973
		退職給付に係る調整累計額	6,417
		非支配株主持分	1,119
		純 資 産 合 計	296,465
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	399,168

連結損益計算書 2025年4月1日から2026年3月31日まで

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		257,967
売 上 原 価		168,874
売 上 総 利 益		89,092
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		41,681
営 業 利 益		47,411
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 受 取 配 当 金	1,621	
為 替 差 益	823	
そ の 他	1,308	3,753
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	145	
そ の 他	651	797
経 常 利 益		50,366
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	7	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	8,770	
退 職 給 付 制 度 改 定 益	58	
そ の 他	4	8,839
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	6	
固 定 資 産 除 却 損	230	
関 係 会 社 出 資 金 評 価 損	1,639	1,876
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		57,329
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	21,558	
法 人 税 等 調 整 額	△4,886	16,671
当 期 純 利 益		40,658
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		107
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		40,550

連結株主資本等変動計算書 2025年4月1日から2026年3月31日まで

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
2025年4月1日残高	17,742	15,058	220,195	△6,271	246,724
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△11,586		△11,586
親会社株主に帰属する 当期純利益			40,550		40,550
自己株式の取得				△20,006	△20,006
自己株式の処分		△0		2	2
自己株式処分差損 の振替		0	△0		-
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動		0			0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	0	28,964	△20,004	8,959
2026年3月31日残高	17,742	15,058	249,159	△26,276	255,683

	その他の包括利益累計額				非支配株主 持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換 算勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
2025年4月1日残高	21,072	6,437	4,294	31,803	1,022	279,550
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△11,586
親会社株主に帰属する 当期純利益						40,550
自己株式の取得						△20,006
自己株式の処分						2
自己株式処分差損 の振替						-
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動						0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額（純額）	4,199	1,535	2,123	7,858	97	7,955
連結会計年度中の変動額合計	4,199	1,535	2,123	7,858	97	16,915
2026年3月31日残高	25,271	7,973	6,417	39,662	1,119	296,465

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数および主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 24社

主要な連結子会社の名称

日本工機(株)、日油技研工業(株)、NOFメタルコーティングス(株)、(株)ジャペックス、油化産業(株)、常熟日油化工有限公司、PT.エヌ・オー・エフ・マス・ケミカル・インダストリーズ、エヌ・オー・エフ・アメリカ・コーポレーション、NOFメタルコーティングス・ノース・アメリカ INC.、NOFメタルコーティングス・ヨーロッパ S.A.、日油(上海)商貿有限公司、エヌ・オー・エフ・ヨーロッパ GmbH

(2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社の名称

主要な非連結子会社はありません。

非連結子会社について連結の範囲から除いた理由

非連結子会社の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)および利益剰余金(持分に見合う額)等のそれぞれの合計額は、連結会社の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)および利益剰余金(持分に見合う額)等のそれぞれの合計額に対していずれも小規模であり、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社および関連会社の数および主要な会社等の名称

該当事項はありません。

(2) 持分法を適用しない主要な非連結子会社および関連会社の名称等

(非連結子会社) 主要な非連結子会社はありません。

(関連会社) 尼崎ユーティリティサービス(株)

持分法を適用しない理由

持分法適用外の非連結子会社および関連会社はそれぞれ当期純損益(持分に見合う額)および利益剰余金(持分に見合う額)等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないためであります。

3. 連結子会社の事業年度等

連結子会社のうち、NOFメタルコーティングス(株)、常熟日油化工有限公司、PT.エヌ・オー・エフ・マス・ケミカル・インダストリーズ、エヌ・オー・エフ・アメリカ・コーポレーション、NOFメタルコーティングス・ノース・アメリカ INC.、(株)ニッカコーティング、NOFメタルコーティングス・ヨーロッパ S.A.、NOFメタルコーティングス・ヨーロッパ N.V.、NOFメタルコーティングス・コリア CO.,LTD.、NOFメタルコーティングス・サウスアメリカ IND.E COM.LTDA.、NOFメタルコーティングス・ヨーロッパ s.r.l.、日油(上海)商貿有限公司、エヌ・オー・エフ・ヨーロッパ GmbHおよび恩欧富塗料商貿(上海)有限公司の決算日は12月31日であります。

連結計算書類の作成にあたっては各社の決算日の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。前記以外の連結子会社の決算日は、いずれも連結決算日の3月31日であります。

4. 会計方針に関する事項

(1) 資産の評価基準および評価方法

① 有価証券の評価基準および評価方法

満期保有目的の債券 償却原価法(定額法)であります。

その他有価証券

市場価格のない株式等 時価法であります。

以外のもの

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定しております。)

市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法であります。

なお、投資事業組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

② 棚卸資産評価基準および評価方法

主として総平均法による原価法を採用しております。(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。)

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

② 無形固定資産

(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、ソフトウェア(自社利用)は社内利用可能期間(5年)による定額法を採用しております。

- ③ リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- (3) 引当金の計上基準
- ① 貸倒引当金 貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金 当社および主要な連結子会社は、従業員の賞与の支払に備えるため、賞与支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。
- ③ 執行役員退職慰労引当金 当社の執行役員等の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。
- (4) 収益および費用の計上基準
- 顧客との契約から生じる収益
- 当社グループは、次の5ステップアプローチに基づき、約束した製品または役務を顧客に移転し、顧客が当該製品または役務に対する支配を獲得した時に収益を認識しております。
- ステップ1：顧客との契約を識別する
- ステップ2：契約における履行義務を識別する
- ステップ3：取引価格を算定する
- ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する
- ステップ5：企業が履行義務の充足時に（又は充足するにつれて）収益を認識する
- 当社グループは、機能化学品事業、医薬・医療・健康事業および化薬事業の各製品の製造・販売を主な事業としております。これらの製品の販売については、通常、製品の引渡時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断しており、当該製品の引渡時点等で収益を認識しております。なお、国内販売においては、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間であるため、収益認識に関する会計基準の適用指針第98項に規定の出荷基準等の取扱いを適用し、出荷時点で収益を認識しております。また、化薬事業における一部取引については、履行義務が一定期間にわたり充足されることから、義務の履行を忠実に描写する方法を使って進捗度を測定し一定期間にわたり収益を認識しております。
- 収益は顧客との契約において約束された対価から、返品、値引きおよび割戻し等を控除した収益に重大な戻入れが生じない可能性が高い範囲内の金額で算定しております。なお、約束された対価は、履行義務の充足時点から主として1年以内に回収しており、重大な金融要素は含まれておりません。
- 当社グループが代理人として関与した取引については、純額で収益を認識しております。

(5) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① ヘッジ会計の処理

ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約等が付されている外貨建金銭債権債務等については、振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を採用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段－為替予約取引

ヘッジ対象－為替予約 外貨建営業取引

② 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により損益処理することとしております。

数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により発生翌連結会計年度から損益処理することとしております。

未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、主として給付算定式基準によっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

1. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針（企業会計基準適用指針第26号）」第29項に従い、「分類3」に該当するものとして取扱う連結子会社に係る繰延税金資産（純額）1,567百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①算出方法

将来減算一時差異に対して、将来の収益力に基づく課税所得の見積りにより、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。

②主要な仮定

将来の収益力に基づく課税所得の見積りは、翌連結会計年度の予算および中期経営計画を基礎としており、その主要な仮定は将来の販売見込み数量であります。

③翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

②に記載の主要な仮定については、今後の経済動向等によって、事後的な結果と乖離が生じ、翌期以降の課税所得が減少した場合には、繰延税金資産の回収可能性の見直しが発生する可能性があります。

2. 固定資産の減損

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

有形・無形固定資産 98,645百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①算出方法

当社グループは、事業用資産については主として事業部門別にグルーピングを行い、減損損失の認識の判定を行っております。減損の兆候がある資産および資産グループについては、事業別の事業計画に基づき割引前将来キャッシュ・フローを見積り、減損損失の認識の要否を判定しております。判定の結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回り、減損損失の認識が必要と判断された場合、帳簿価額を回収可能価額（正味売却価額または使用価値のいずれか高い価額）まで減額し、帳簿価額の減少額は減損損失として計上しております。

当連結会計年度において、医薬・医療・健康事業の一部の資産グループ（有形固定資産等455百万円）では米国における投資環境の回復遅延によるバイオベンチャーの臨床開発の遅延のため、需要が減少し減損の兆候を識別しましたが、当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が当該資産グループの帳簿価額を上回るため、減損損失を認識しておりません。

②主要な仮定

割引前将来キャッシュ・フローの見積りは、事業別の事業計画を基礎としており、その主要な仮定は将来の販売見込み数量としております。

③翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

②に記載の主要な仮定については、今後の経済動向等によって、事後的な結果と乖離が生じた場合には、新たに減損の兆候に該当する資産グループが生じることがあり、また、割引前将来キャッシュ・フローが資産グループの固定資産の帳簿価額を下回る場合には、翌連結会計年度において減損損失が発生する可能性があります。

3. 履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき一定の期間にわたり認識する収益

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

化薬事業における早期装備化に係る防衛関連設備の一部取引につき、一定期間にわたり充足する履行義務に応じて収益を認識する契約のうち、当連結会計年度末時点で未完了の契約に係る収益（履行義務のすべてを充足した案件は含めておりません。） 11,767百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①算出方法

一定期間にわたり充足する履行義務に応じて収益を認識する契約については、収益総額、原価総額及び連結会計年度末における進捗度を合理的に見積り、収益を計上しております。

当該収益計上の基礎となる原価総額は、契約ごとの予想原価として見積もっており、連結会計年度末に適切な見直しを行っております。進捗度は、契約ごとの進行度合いに基づいて算定しております。

②主要な仮定

外部から入手した見積書などから契約ごとに客観的に原価を積み上げて算出しております。原価総額の見積りが主要な仮定であります。

③翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

経済環境により原価総額の見積りが変動することに伴い、連結計算書類において進捗度に応じて認識される収益金額に影響を与える可能性があります。

(追加情報)

株式給付信託 (BBT)

当社は、2019年6月27日開催の第96期定時株主総会の決議に基づき、第97期より、取締役(社外取締役を除く)および役付執行役員(以下「取締役等」といいます。)に対する業績連動型株式報酬制度「株式給付信託(BBT(=Board Benefit Trust))」を導入しております。

本制度は、取締役等の報酬と当社の業績および株式価値との連動性をより明確にし、取締役等が株価変動リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。

(1) 取引の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託(以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。)を通じて取得され、取締役等に対して、当社が定める役員株式給付規則に従って、当社株式および当社株式を時価で換算した金額相当の金銭(以下「当社株式等」といいます。)が本信託を通じて給付されます。なお、取締役等が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役等の退任後となります。当該信託契約に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号 平成27年3月26日)に準じております。

(2) 信託に残存する自社の株式

当社は、本信託に残存する自社株式を、本信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く。)により純資産の部に自己株式として計上しております。当連結会計年度末における当該自己株式の帳簿価額は129百万円、株式数は114,100株であります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 顧客との契約から生じた債権、契約資産、契約負債の残高	
顧客との契約から生じた債権	76,247百万円
契約資産	2,260百万円
契約負債	16,855百万円
2. 担保に供している資産および担保に係る債務	
(1) 担保に供している資産	
土地	160百万円
(2) 担保に係る債務	
買掛債務等	160百万円
3. 有形固定資産の減価償却累計額	191,918百万円
4. 有形固定資産の国庫補助金等による圧縮記帳累計額	
有形固定資産に係る国庫補助金等の受入れによる圧縮記帳累計額は、建物及び構築物511百万円、機械装置及び運搬具435百万円、その他13百万円、計960百万円であります。	
5. 債権流動化に伴う買戻義務	589百万円
6. コミットメントライン契約	
当社では、運転資金の効率的な調達を行うため、主要取引金融機関とコミットメントライン契約を締結しております。当連結会計年度末における借入未実行残高等は次のとおりであります。	
コミットメントライン契約の総額	5,000百万円
借入実行残高	—
差引額	<u>5,000百万円</u>

(連結損益計算書に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益	
売上高については、顧客との契約から生じる収益およびそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、「(収益認識に関する注記) 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載のとおりであります。	
2. 通常の販売目的で保有する棚卸資産の収益性の低下に係る損益	
収益性の低下による簿価切下額（前期戻入額相殺後）	△156百万円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類および総数
普通株式

236,524,128株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年6月27日 定時株主総会	普通株式	5,607	24	2025年3月31日	2025年6月30日
2025年11月6日 取締役会	普通株式	5,978	26	2025年9月30日	2025年12月1日
計		11,586			

(注1) 2025年6月27日定時株主総会決議による配当金の総額には、株式給付信託 (BBT) が所有する当社株式に対する配当金2百万円が含まれております。

(注2) 2025年11月6日取締役会決議による配当金の総額には、株式給付信託 (BBT) が所有する当社株式に対する配当金2百万円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2026年6月26日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案いたします。

- | | |
|------------|------------|
| ① 配当金の総額 | 7,929百万円 |
| ② 1株当たり配当額 | 35円 |
| ③ 基準日 | 2026年3月31日 |
| ④ 効力発生日 | 2026年6月29日 |

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、短期的な預金等により資金運用し、また、運転資金および設備資金について、内部資金または銀行借入により資金調達することとしております。デリバティブは、リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容およびそのリスクならびにリスク管理体制

営業債権である受取手形、売掛金および電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの与信管理規程等に従い管理を行っております。有価証券および投資有価証券は、主に満期保有目的の債券および業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に時価や発行体(取引先企業)の財務状況を把握し、取引先企業との関係等を勘案して保有状況を継続的に見直しております。なお、満期保有目的の債券は、資金管理運用指針に従い、安全性の高い債券を運用対象としているため、信用リスクは僅少であります。

借入金は、主に設備投資等に係る資金調達であります。借入金は金利の変動リスクに晒されておりますが、長期借入金については、金利の変動リスクを回避するため、主として固定金利を利用しております。また、営業債務は、流動性リスクに晒されておりますが、資金計画等を作成し管理しております。

ヘッジ会計の内容については、「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等」4.会計方針に関する事項「(5) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項」に記載しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は含まれておりません。(注)参照)。また、「現金」は記載を省略しており、「預金」、「受取手形及び売掛金」、「電子記録債権」、「支払手形及び買掛金」、「電子記録債務」および「短期借入金」については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額 (※)	時価 (※)	差額
1 資産			
(1) 有価証券および投資有価証券			
満期保有目的の債券	1,300	1,277	△22
其他有価証券	43,325	43,325	—
資産計	44,625	44,602	△22
2 負債			
(1) 長期借入金 (1年内返済予定を含む)	(2,974)	(2,906)	△67
負債計	(2,974)	(2,906)	△67

(※) 負債に計上されているものについては () で示しております。

(注) 市場価格のない株式等の連結貸借対照表計上額

(単位：百万円)

区 分	連 結 貸 借 対 照 表 計 上 額
非上場株式	1,174
出資証券	0
投資事業有限責任組合	285

これらについては「1 資産(1)有価証券および投資有価証券」には含めておりません。

(注) 投資事業有限責任組合への出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針（企業会計基準適用指針第31号）」第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：百万円)

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券および投資有価証券				
その他有価証券				
株式	43,325	—	—	43,325
資産計	43,325	—	—	43,325

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：百万円)

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券および投資有価証券 満期保有目的の債券 社債	—	1,277	—	1,277
資産計	—	1,277	—	1,277
長期借入金 (1年内返済予定を含む)	—	2,906	—	2,906
負債計	—	2,906	—	2,906

(注) 時価の算定に用いた評価技法および時価の算定に係るインプットの説明

有価証券および投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方で、当社が保有している社債は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間および信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループの売上高は、主に顧客との契約から認識された収益であり、当社グループの報告セグメントを地域別に分解した場合の内訳は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	報告セグメント				その他 (注1)	合計
	機能化学品 事業	医薬・医療 ・健康事業	化薬事業	計		
売上高						
日本	100,397	23,868	61,514	185,780	490	186,271
アジア	33,433	3,489	128	37,051	117	37,168
欧州	6,821	10,358	32	17,212	－	17,212
その他	5,098	12,214	1	17,314	－	17,314
外部顧客への売上高	145,751	49,931	61,675	257,358	608	257,967

(注1) 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、運送、不動産販売および管理業務等を含んでおります。

(注2) 売上高は、そのほとんどが顧客との契約から認識した収益であり、その他の源泉から認識した収益に重要性はないため区分して記載しておりません。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等」4. 会計方針に関する事項「(4)収益および費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産および契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権、契約資産および契約負債の内訳は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	61,901
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	76,247
契約資産（期首残高）	897
契約資産（期末残高）	2,260
契約負債（期首残高）	5,218
契約負債（期末残高）	16,855

- (注1) 契約資産は、機能化学品事業および化薬事業に関連して履行義務の充足に基づき認識した対価に関連するもので、連結貸借対照表の「受取手形、売掛金及び契約資産」に含まれております。
- (注2) 契約負債は、顧客からの前受金に関連するもので、連結貸借対照表の流動負債の「その他」に含まれております。
- (注3) 当連結会計年度に認識した収益のうち、期首の契約負債残高に含まれていた金額は、3,532百万円であります。
- (注4) 当連結会計年度において、過去の期間に充足(又は部分的に充足)した履行義務から認識した収益の額に重要性はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度において、残存履行義務に配分した取引価格は84,986百万円であり、契約上の前提条件が満たされた場合、当連結会計年度末から概ね4年以内に収益として認識すると見込んでおります。

当社グループでは残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用しており、上記の金額には当初に予想される契約期間が1年以内の契約および知的財産のライセンス契約のうち売上高又は使用量に基づくロイヤリティについて注記の対象に含めておりません。

残存履行義務に配分した取引価格の総額および収益の認識が見込まれる期間は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	当連結会計年度
1年以内	53,667
1年超	31,318
合計	84,986

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	1,304.33円
1株当たり当期純利益	176.34円

(注1) 株式給付信託 (BBT) が所有する当社株式を控除対象の自己株式に含めて算定しております。

1株当たり情報の算定上控除した当該株式の期末発行済株式数	114,100株
1株当たり情報の算定上控除した当該株式の期中平均株式数	114,715株

(重要な後発事象に関する注記)

自己株式の取得

当社は、2026年5月11日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、下記のとおり自己株式取得に係る事項を決議いたしました。

1. 自己株式の取得を行う理由

当社は株主の皆様への安定的な利益還元を経営の重要な課題と認識しております。

2023年5月に公表した中期経営計画「NOF VISION 2030 Stage II」(2023～2025年度)における配当政策については、安定的な利益還元の維持継続を基本方針とし、中期経営計画最終年度(2025年度)において総還元性向50%程度の目標水準を掲げております。

今般、資本効率向上を意識した、さらなる株主還元を図るため、自己株式取得を実施することといたしました。

また、中期経営計画「NOF VISION 2030 Stage III」(2026～2028年度)においても、引き続き、安定的な利益還元に取り組んでまいります。

2. 取得に係る取締役会の決議内容

(1)取得対象株式の種類	当社普通株式
(2)取得し得る株式の総数	1,700,000株(上限)
(3)株式の取得価額の総額	5,000,000,000円(上限)
(4)取得期間	2026年5月12日より2026年6月30日まで
(5)取得方法	東京証券取引所における市場買付け

(その他の注記)

本連結計算書類中の記載金額は、表示数値未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表 2026年3月31日現在

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	181,259	流動負債	88,521
現金及び預金	62,591	買掛金	18,934
受取手形	31	短期借入金	700
売掛金	66,401	1年内返済予定の長期借入金	700
商品及び製品	21,824	未払金	15,261
仕掛品	2,641	未払費用	1,103
原材料及び貯蔵品	9,973	未払法人税等	12,288
前払費用	821	未払消費税等	1,906
短期貸付	14,592	預り金	25,098
未収入金	507	賞与引当金	2,833
その他の金	1,921	資産除去債務	92
貸倒引当金	△46	その他	9,601
固定資産	137,972	固定負債	7,266
有形固定資産	70,610	長期借入金	1,650
建物	23,719	繰延税金負債	5,210
構築物	4,214	執行役員退職慰労引当金	3
機械及び装置	17,606	資産除去債務	18
車両運搬具	44	その他	384
工具、器具及び備品	2,358		
土地	11,530	負債合計	95,787
リース資産	23		
建設仮勘定	11,111	(純資産の部)	
無形固定資産	1,155	株主資本	199,086
借地権	126	資本金	17,742
ソフトウェア	781	資本剰余金	15,113
リース資産	212	資本準備金	15,113
その他の金	34	利益剰余金	192,507
投資その他の資産	66,206	利益準備金	3,156
投資有価証券	44,104	その他利益剰余金	189,351
関係会社株式	12,354	固定資産圧縮積立金	3,036
関係会社出資金	4,229	別途積立金	27,800
長期貸付金	222	繰越利益剰余金	158,514
長期前払費用	778	自己株式	△26,276
前払年金費用	3,874	評価・換算差額等	24,358
その他の金	642	その他有価証券評価差額金	24,358
貸倒引当金	△0		
資産合計	319,232	純資産合計	223,444
		負債・純資産合計	319,232

損益計算書 2025年4月1日から2026年3月31日まで

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		186,319
売 上 原 価		126,583
売 上 総 利 益		59,736
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		24,273
営 業 利 益		35,462
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	4,907	
不 動 産 賃 貸 料	320	
為 替 差 益	905	
そ の 他	755	6,888
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	156	
そ の 他	649	805
経 常 利 益		41,545
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	8,498	
そ の 他	4	8,502
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	123	
関 係 会 社 出 資 金 評 価 損	1,639	1,763
税 引 前 当 期 純 利 益		48,284
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	17,465	
法 人 税 等 調 整 額	△4,567	12,897
当 期 純 利 益		35,387

株主資本等変動計算書 2025年4月1日から2026年3月31日まで

(単位：百万円)

	株 主 資 本										株主資本 合計
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				自己株式		
		資 本 準備金	その 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金	そ の 他 固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	利 益 剰 余 金 別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金		利 益 剰 余 金 合 計	
2025年4月1日残高	17,742	15,113	-	15,113	3,156	3,081	27,800	134,667	168,706	△6,271	195,289
事業年度中の変動額											
剰余金の配当								△11,586	△11,586		△11,586
固定資産圧縮 積立金の取崩						△45		45	-		-
当期純利益								35,387	35,387		35,387
自己株式の取得										△20,006	△20,006
自己株式の処分			△0	△0						2	2
自己株式処分差損の振替			0	0				△0	△0		-
株主資本以外の項目の 当期中の変動額（純額）											
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	-	△45	-	23,847	23,801	△20,004	3,796
2026年3月31日残高	17,742	15,113	-	15,113	3,156	3,036	27,800	158,514	192,507	△26,276	199,086

	評価・換算差額等		純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
2025年4月1日残高	20,194	20,194	215,484
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△11,586
固定資産圧縮 積立金の取崩			—
当期純利益			35,387
自己株式の取得			△20,006
自己株式の処分			2
自己株式処分差損の振替			—
株主資本以外の項目の 当期中の変動額（純額）	4,163	4,163	4,163
事業年度中の変動額合計	4,163	4,163	7,960
2026年3月31日残高	24,358	24,358	223,444

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準および評価方法

(1) 有価証券の評価基準および評価方法

子会社株式および関連会社株式

満期保有目的の債券

その他有価証券

市場価格のない株式等

以外のもの

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法であります。

償却原価法（定額法）であります。

時価法であります。

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

移動平均法による原価法であります。

なお、投資事業組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) 棚卸資産の評価基準および評価方法

総平均法による原価法を採用しております。（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定しております。）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、ソフトウェア（自社利用）は社内利用可能期間（5年）による定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支払に備えるため、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。

なお、年金資産見込額が退職給付債務見込額を超過しているため、超過額を前払年金費用に計上しております。

数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により発生翌期から損益処理することとしております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

(4) 執行役員退職慰労引当金

執行役員等の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当期末要支給額を計上しております。

4. 収益および費用の計上基準

顧客との契約から生じる収益

当社は、次の5ステップアプローチに基づき、約束した製品または役務を顧客に移転し、顧客が当該製品または役務に対する支配を獲得した時に収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：企業が履行義務の充足時に（又は充足するにつれて）収益を認識する

当社は、機能化学品事業、医薬・医療・健康事業および化薬事業の各製品の製造・販売を主な事業としております。これらの製品の販売については、通常、製品の引渡時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断しており、当該製品の引渡時点等で収益を認識しております。なお、国内販売においては、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間であるため、収益認識に関する会計基準の適用指針第98項に規定の出荷基準等の取扱いを適用し、出荷時点で収益を認識しております。また、化薬事業における一部取引については、履行義務が一定期間にわたり充足されることから、義務の履行を忠実に描写する方法を使って進捗度を測定し一定期間にわたり収益を認識しております。

収益は顧客との契約において約束された対価から、返品、値引きおよび割戻し等を控除した収益に重大な戻入れが生じない可能性が高い範囲内の金額で算定しております。なお、約束された対価は、履行義務の充足時点から主として1年以内に回収しており、重大な金融要素は含まれておりません。

当社が代理人として関与した取引については、純額で収益を認識しております。

5. その他の計算書類作成のための基本となる重要な事項

ヘッジ会計の処理

繰延ヘッジ処理によっております。なお、為替予約等が付されている外貨建金銭債権債務等については、振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を採用しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

1. 固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

有形・無形固定資産 71,766百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表（重要な会計上の見積りに関する注記）に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

2. 履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき一定の期間にわたり認識する収益

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

化薬事業における早期装備化に係る防衛関連設備の一部取引につき、一定期間にわたり充足する履行義務に応じて収益を認識する契約のうち、当事業年度末時点で未完了の契約に係る収益（履行義務のすべてを充足した案件は含めておりません。） 9,506百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表（重要な会計上の見積りに関する注記）に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(追加情報)

株式給付信託（BBT）

連結注記表（追加情報）に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額133,129百万円

2. 有形固定資産の国庫補助金等による圧縮記帳累計額

有形固定資産に係る国庫補助金等の受入れによる圧縮記帳累計額は、建物461百万円、構築物18百万円、機械及び装置411百万円、工具、器具及び備品13百万円、計904百万円であります。

3. 保証債務

(1) 他の会社の金融機関からの借入債務等に対し、保証を行っております。

PT.エヌ・オー・エフ・マス・ケミカル・インダストリーズ 1,119百万円

(2) 関係会社の債権流動化に対し、債務保証を行っております。

油化産業(株) 267百万円

4. 債権流動化に伴う買戻義務

322百万円

5. 関係会社に対する金銭債権および金銭債務

短期金銭債権 34,844百万円

長期金銭債権 222百万円

短期金銭債務 25,791百万円

長期金銭債務 124百万円

6. 関係会社に対するCMS貸付限度額

当社グループ全体の効率的な資金運用・調達を行うため、キャッシュ・マネジメント・システム（以下「CMS」）を導入しております。グループ会社15社とCMS基本契約を締結し、CMSによる貸付限度額を設定しております。この契約に基づく当事業年度末の貸付未実行残高は次のとおりであります。

CMSによる貸付限度額総額	23,150百万円
貸付実行残高	14,480百万円
差引額	<u>8,669百万円</u>

7. コミットメントライン契約

当社では、運転資金の効率的な調達を行うため、主要取引金融機関とコミットメントライン契約を締結しております。当事業年度末における借入未実行残高等は次のとおりであります。

コミットメントライン契約の総額	5,000百万円
借入実行残高	—
差引額	<u>5,000百万円</u>

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引高

営業取引による取引高	
売上高	57,678百万円
仕入高	11,002百万円
その他営業取引高	10,457百万円
営業取引以外の取引高	4,082百万円

2. 通常の販売目的で保有する棚卸資産の収益性低下に係る損益

収益性の低下による簿価切下額（前期戻入額相殺後）	△120百万円
--------------------------	---------

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末における自己株式の種類および株式数

普通株式	10,089,463株
------	-------------

(注) 当事業年度末における自己株式数には、株式給付信託（BBT）が所有する当社株式が114,100株含まれております。

(税効果会計に関する注記)

(1) 繰延税金資産および繰延税金負債の発生 of 主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	906百万円
退職給付引当金	465百万円
棚卸資産評価損	299百万円
未払事業税	682百万円
減損損失	107百万円
執行役員退職慰労引当金	1百万円
未払費用	26百万円
ゴルフ会員権評価損	17百万円
資産除去債務	35百万円
関係会社株式および投資有価証券評価損	301百万円
関係会社出資金評価損	524百万円
現物分配によるみなし配当	2,193百万円
初度費に関連する投資	4,445百万円
その他	612百万円
繰延税金資産小計	10,620百万円
評価性引当額	△3,169百万円
繰延税金資産合計	7,451百万円

繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△11,230百万円
固定資産圧縮積立金	△1,428百万円
その他	△2百万円
繰延税金負債合計	△12,662百万円
繰延税金負債の純額	△5,210百万円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	31.0 (%)
(調整)	
受取配当等益金不算入項目	△2.4
税額控除	△2.1
その他	0.2
税効果会計適用後の法人税等の負担率	26.7

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社および関連会社等

(単位：百万円)

属性	会社名	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引額	科目	期末残高
子会社	日本工機(株)	所有 直接 95.4%	当社製品の製造 資金の貸付	資金の貸付(注2)	2,327	短期貸付金	12,035
				資金の回収	△567	長期貸付金	178
子会社	日油技研工業(株)	所有 直接 100%	当社製品の製造 資金の預り	資金の返済(注2)	△38	預り金	6,482
子会社	NOFメタルコーティングス(株)	所有 直接 100%	資金の預り	資金の預り(注2)	1,692	預り金	7,725
子会社	油化産業(株)	所有 直接 100%	当社製品の販売 資金の預り	製品の販売(注1)	28,489	売掛金	10,817
				資金の預り(注2)	524	預り金	4,082
子会社	エヌ・オー・エフ・アメリカ・コーポレーション	所有 直接 100%	当社製品の販売	製品の販売(注1)	12,845	売掛金	2,936
子会社	エヌ・オー・エフ・ヨーロッパ GmbH	所有 直接 100%	当社製品の販売	製品の販売(注1)	10,937	売掛金	4,435

取引条件および取引条件の決定方針等

(注1) 価格その他の取引条件は、主に市場価格や製造原価に基づいております。

(注2) 資金の預りおよび貸付については、市場金利を勘案して決定しております。なお、担保の受入および提供は行っておりません。

(注3) 議決権等の所有割合は、小数点第2位以下を切り捨てて表示しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額 986.80円

1株当たり当期純利益 153.89円

(注) 株式給付信託(BBT)が所有する当社株式を控除対象の自己株式に含めて算定しております。

1株当たり情報の算定上控除した当該株式の期末発行済株式数 114,100株

1株当たり情報の算定上控除した当該株式の期中平均株式数 114,715株

(重要な後発事象に関する注記)

連結注記表（重要な後発事象に関する注記）に記載しているため、記載を省略しております。

(収益認識に関する注記)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表「(収益認識に関する注記) 2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報」に同一の内容を記載しているため注記を省略しております。

(その他の注記)

本計算書類中の記載金額は、表示数値未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年5月19日

日油株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 狩野茂行

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 丸山高雄

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日油株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日油株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年5月19日

日油株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 狩野茂行

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 丸山高雄

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日油株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第103期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は2025年4月1日から2026年3月31日までの第103期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法および結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法およびその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口およびハに掲げる事項に関し、当期の監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社および子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第2項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議にもとづき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
- ④ これらの監査の実施状況および結果については、常勤監査等委員は適宜監査等委員会に報告をし、他の監査等委員と意思疎通および情報の交換を図り、適正な監査意見の形成に努めました。

以上の方法にもとづき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2026年5月19日

日油株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員（取締役）	美代眞伸	㊟
監査等委員（社外取締役）	伊藤邦光	㊟
監査等委員（社外取締役）	相良由里子	㊟
監査等委員（社外取締役）	三浦啓一	㊟

以上

株主メモ

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで		
定時株主総会	6月中		
株主確定基準日	(1) 定時株主総会議決権行使株主 (2) 期末配当金受領株主 (3) 中間配当金受領株主 (4) その他必要あるとき	3月31日 3月31日 9月30日	あらかじめ公告して定めた日
公告の方法	電子公告の方法により行います。 ただし、やむを得ない事由により電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載します。 公告掲載URL (https://www.nof.co.jp)		
単元株式数	100株		
上場取引所	株式会社東京証券取引所		
株主名簿管理人 (特別口座管理機関)	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 みずほ信託銀行株式会社		

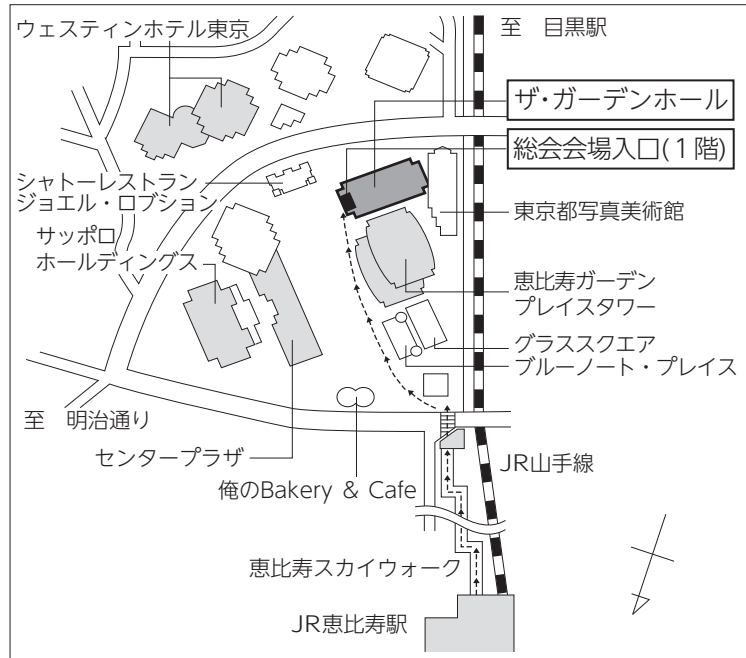
株式に関するご案内

	証券会社等に口座をお持ちの場合	証券会社等に口座をお持ちでない場合 (特別口座の場合)
郵便物送付先	お取引の証券会社等になります。	〒168-8507 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 みずほ信託銀行 証券代行部
電話お問い合わせ先		フリーダイヤル 0120-288-324 (土・日・祝日を除く9:00~17:00)
各種手続のお取扱 (住所変更、株主 配当金受取り方法 の変更等)		みずほ信託銀行 本店および全国各支店 (トラストラウンジを除く)
未払配当金のお支払	みずほ信託銀行およびみずほ銀行の本店および全国各支店	

当社は、インターネットのホームページにて、決算計算書類、決算短信など最新の投資家情報を提供しております。
アドレスは、<https://www.nof.co.jp>です。

株主総会会場ご案内図

会場 東京都目黒区三田一丁目13番2号
ザ・ガーデンホール
(恵比寿ガーデンプレイス内)



(交通のご案内)

- J R : 山手線・埼京線 恵比寿駅東口から徒歩約15分
東口改札出口を右折してから「恵比寿スカイウォーク（動く歩道）」をご利用ください。
- 地下鉄：日比谷線 恵比寿駅 1番出口から徒歩約20分
1番出口正面の「atr恵比寿」ビルエスカレーターで3階に上り、JR恵比寿駅東口前を通過してから「恵比寿スカイウォーク（動く歩道）」をご利用ください。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。